

各刑事施設視察委員会の  
意見に対する措置等報告一覧表

平成25年4月末日現在

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置	
		年月日	内容	委員会への報告年月日	内容（施設意見）
1	札幌刑	H25. 3. 19	刑務官の言葉遣い、態度等に関する指摘が後を絶たず、正当な訴えも相当数あると思われるので、人権尊重があって初めて処遇が始まることを徹底して認識していただきたい。	未報告	平素から各種職務研究会等を通じて職員の人権意識向上に努めているところであるが、今後も職員研修等を通じ、引き続き職員の人権意識の向上に努めていきたい。
2	札幌刑	H25. 3. 19	居室保管の私物について、その使用がかなり制限されているようであるので、自律性の範囲を広げていくべきである。	未報告	居室保管私物の使用については、官給品・自弃物品を問わず、無駄遣いをする受刑者が散見されるため、担当職員等から当該受刑者に対し、無駄遣いをしないよう生活指導しており、物品を大切に使用させる意識付け、官給品利用者との処遇の公平性、物品不正授受等の反則防止の観点等から必要な指導であると思考するので、御理解いただきたい。
3	札幌刑	H25. 3. 19	札幌刑務所は、医療センターとして、被収容者の健康管理に万全を期すための予算や人員をきっちりと要求し、法務大臣はその要求に応えるべきである。	未報告	被収容者の健康管理については、万全を期しているところであるが、予算や人員の拡充について意見があったことを上級官庁に報告したい。
4	札幌刑	H25. 3. 19	自殺などの死亡事案の発生で、動揺したり不信感を抱く被収容者もいるので、施設が取った医療対応が十分であったという事実を提供すべきである。	未報告	病死等死亡案件について、同一工場の被収容者に対して、担当職員から概要を説明することはある。今後、同一工場や同一収容区域の被収容者のうち事案を知り得た者で、不信感を抱く者や対応に関する教示を求める者に対しては、当所が採った措置等について情報提供することを検討したい。
5	札幌刑	H25. 3. 19	通信教育の資料請求用として、雑誌の折込葉書の使用を認めていただきたい。	未報告	私製ががきは、自由にその使用を認めると、検査事務や書信処理業務等が煩雑になるため、使用できない旨を内規で定めているが、折込葉書の使用を願い出てきた者については、その必要性等を検討し、個別に可否判断することとした。
6	旭川刑	H25. 3. 31	必要ある場合は、作業時のマスクの着用を認めるようにしていただきたい。	未報告	作業安全衛生面等の必要性を判断して使用させており、今後も、その必要性を勧案の上、適正に対応していく。
7	旭川刑	H25. 3. 31	身体検査では、被収容者の人権に最大限配慮をするように努めていただきたい。	未報告	羞恥心に配慮して実施しており、今後も適正な配慮を行っていく。
8	旭川刑	H25. 3. 31	視察委員会へ意見を提案すると施設職員に嫌がらせを受けるとの誤解が生じないように努めていただきたい。	未報告	提案は匿名であるため、被収容者を特定できないが、誤解が生じないように努める。
9	旭川刑	H25. 3. 31	外部交通の制限については、今後とも過剰な制限にならないよう細心の注意を払うべきである。	未報告	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等の関係法令に基づいて行っており、今後もその運用は適正に行っていく。
10	旭川刑	H25. 3. 31	被収容者から「自弃物品の販売価格が高すぎる。」という意見が多く寄せられている事実を上級官庁に報告し、低廉な価格で物品の販売を実現できるよう上級官庁に働きかけを行っていく措置を求める。	未報告	意見があったことを上級官庁に報告したい。
11	旭川刑	H25. 3. 31	当委員会の委員の定数を1名増員し、弁護士である委員を2名にすべきである。	未報告	施設限りで対応できない事項であり、意見があったことを上級官庁に報告したい。
12	旭川刑	H25. 3. 31	職員を増員していただきたい。	未報告	施設限りで対応できない事項であり、意見があったことを上級官庁に報告したい。
13	帯広刑	H24. 8. 28	カレー・シチューを給与する際、スプーンを貸与すること。	H24. 10. 17	スプーンに代えて、レンジを個人貸与した。
14	帯広刑	H24. 8. 28	設備の関係から、汚染入浴が実施されていない。衛生面から、シャワー設置のための予算措置を求めるべきである。	未報告	汚染度の高い工場就業者には、拭身を認めている。 なお、施設設備に係る予算措置等については、施設限りでは対応できない事項であり、意見があったことを上級官庁に報告したい。
15	帯広刑	H24. 8. 28	ナイロン製タオルについて、優遇策として購入品目の追加を検討されたい。	H25. 2. 6	優遇区分2類以上の者について、購入を認めることとした。
16	帯広刑	H24. 8. 28	釧路刑務支所の常勤医師が不在となっている。待遇面全体への配慮といった予算要求等を含め、早急な措置を講ずるべきである。	未報告	医療措置に関しては、非常勤医師で対応している。 なお、医師の給与等待遇改善については、施設限りでは対応できない事項であり、意見があったことを上級官庁に報告したい。
17	帯広刑	H24. 10. 17	職員の年次休暇取得日数が少ないので、付与された休暇が取得できるよう、労働環境を整えるべきである。	未報告	年次休暇の取得促進には努力しているが、引き続き事務の省力化、勤務配置の合理化等に努めていきたい。
18	帯広刑	H24. 10. 17	釧路刑務支所の集会時購入菓子について、願箋記載の菓子名ごとに購入金額を明示し、購入者に菓子ごとの価格を明らかにすることが相当である。	H24. 12. 12	菓子の品目ごとに、金額を記入することとした。
19	網走刑	H25. 2. 28	医師について常勤の内科医師を最低でも1名確保すること。	未報告	常勤医師の採用については、継続して募集を行っているが、現在まで採用に至っていない。今後とも上級機関及び関係医療機関等の理解を得ながら、常勤医師の採用に向けて努力していきたい。
20	網走刑	H25. 2. 28	外科医師を非常勤であっても1名採用すること。	未報告	平成24年7月から整形外科の医師1名を非常勤としてすでに採用している。
21	網走刑	H25. 2. 28	健康衛生管理の徹底	未報告	医務課作成の疾病状況等の引継書により、休養患者等の疾病状況を把握し、夜間の巡回時には綿密な動静把握の徹底を図った。また、時季に応じた健康管理については、手洗い・うがいの励行、感冒等の予防としてマスクの着用を義務付けた。
22	網走刑	H25. 2. 28	食堂等炊事関連の衛生管理の徹底	未報告	炊場内の衛生管理を徹底するとともに炊場就業者に食品衛生に対する注意を喚起し、その他、全受刑者を対象に改めて手洗い等の励行の徹底を図った。
23	網走刑	H25. 2. 28	自弃品及び集会菓子について、品揃えの充実、品質の確保及び価格の低額化を図るべきであること。	未報告	自弃物品購入に係る取扱業者の選定については、法務省矯正局において、エムサービス㈱に決定したものであり、原則として全国統一の規格及び価格の物品を提供している。 なお、特別に必要性が認められる場合には、その都度検討し、要望していきたい。
24	網走刑	H25. 2. 28	被収容者の生活棟のうち旧棟（1舎から3舎）を早急に改修改築するべきであること。当面、冬期の暖房の温度管理を徹底すること。	未報告	旧棟については、昭和59年に建築されたもので、耐用年数を経過していないため、大規模な改修・改築は困難であるが、必要な補修について、適宜、上級官庁に要望していきたい。
25	網走刑	H25. 2. 28	職員を大幅に増員するべきこと。	未報告	職員の増員については、適宜、上級官庁に要望していきたい。
26	月形刑	H25. 3. 13	特別貸与書籍は、随時新しいものに変更し、冊数を増やすことを要望する。	H25. 3. 19	平成24年度は、特別貸与書籍133冊を更新整備している。 今後も計画的に更新整備していく方針である。
27	月形刑	H25. 3. 13	職員に受刑者に対する適切な言動について職員研修等を積極的にを行い、受刑者の人格を傷つけないように引き続き人権意識の向上に努められたい。	H25. 3. 19	職員に被収容者への言葉遣い等について、具体的事例を基に指導するとともに、若年職員育成用として、若年職員用研修テキストを作成の上、指導している。今後とも引き続き各種研修、職務研究会等を利用して指導する。
28	月形刑	H25. 3. 13	今年度、受刑者同士のけんかによる傷害事案、職員に対する公務執行妨害事案の発生報告が多数あった。各事案の原因を精査し、改善策を検討すべきである。	H25. 3. 19	受刑者の安全で平穏な受刑生活の確保は、施設の義務でもあることから、今後とも適正な規律と秩序を保ちながら、けんかによる傷害事案、職員に対する公務執行妨害事案の防止に向けた取組を強化する。
29	月形刑	H25. 3. 13	月形刑務所の職員数は、十分であるとは考えられないことから、受刑者の人権尊重と充実した職場環境を実現すべく、職員の増員を図るべきである。	H25. 3. 19	職員定員の増員については、適宜、上級官庁に要望していきたい。

30	月形刑	H25. 3. 13	視察委員会の提言により施設が改善した事項について、受刑者にそれが伝わらず、視察委員会の信頼を損なうおそれがあることから、受刑者の所内誌に視察委員会の提言による改善事項を掲載することを検討してほしい。	H25. 3. 19	年間又は半年間スパンで視察委員会の意見・提言を踏まえて、施設運営に反映させた事項等について、施設側から受刑者に対し、所内誌等を通じて周知を図ることなどを検討していきたい。
31	函少刑	H25. 3. 18	職員の被収容者に接する態度の改善、人間性を尊重した処遇が行われるよう要望する。	未報告	被収容者の指導に当たっては、職員と被収容者の信頼関係が前提となり、被収容者の人間性を尊重するものでなければならないことは言うまでもなく、今後とも職員に対する研修を充実させ、被収容者の人権を尊重しつつ、社会復帰に向けた適正な処遇に努めていく。
32	函少刑	H25. 3. 18	被収容者に対する規則等の丁寧な周知説明の徹底を要望する。	未報告	処遇の変更点、要望の多い事項等については、担当職員からの訓示に加え、工場内の食堂等に掲示するなどして周知説明を図りたいと考えている。なお、所内生活のルールを理解しやすくする目的で、所内生活の心得を改正し、配布準備中である。
33	青森刑	H25. 3. 8	第1回視察委員会の開催時期について、委員の日程調整を早期から始め、年度の早い時期に行うよう要望する。	未報告 (H25. 5月下旬予定)	平成25年度から委員任命に係る上甲を終えた時点で、日程調整を行うこととし、開催時期を早めることとした。なお、平成25年度は、5月23日目で日程調整済みである。
34	青森刑	H25. 3. 8	被収容者からの意見について、職員の言動に関する不平等感を述べるものが散見されるので、職員の教育指導について引き続き徹底することを要望する。	未報告 (H25. 5月下旬予定)	これまでも職員研修等の機会を通じて、職員に対して被収容者の人権保障や適切な指導の在り方等について注意を喚起してきたが、今後もあらゆる機会を通じて適切な処遇や言葉遣いについて研修等を行い職員の教育指導を徹底していく。
35	青森刑	H25. 3. 8	衛生状況に関する不満が散見され、委員会において視察した結果も多量の埃が見られる箇所が存したことから、清掃を含めた衛生管理を徹底するよう要望する。	未報告 (H25. 5月下旬予定)	所内の衛生管理については、留意してきたところであるが、今後もより一層清掃を含めた衛生管理を徹底していく。
36	宮城刑	H25. 3. 29	差入本が被収容者の手元に届くまでの期間を可能な限り短縮するよう求める。	未報告 (H25. 5月下旬予定)	書籍の審査は、依命通達により2か月が相応の期間内とされており、当所では、おおむね1か月程度で本人の手元に書籍が届くように努めている。
37	宮城刑	H25. 3. 29	不許可となった本について、返品を可能とする方策について検討されたい。	未報告 (H25. 5月下旬予定)	不許可相当の書籍については、書店によって対応が異なる場合もあり、取り寄せた後の返品は極めて困難な状況である。
38	宮城刑	H25. 3. 29	新聞・雑誌の不許可部分の削除・廃棄について、同意なしで廃棄・削除することは適切ではないので改善を求める。	未報告 (H25. 5月下旬予定)	同措置については、「被収容者の書籍等の閲覧に関する訓令」第4条第2項の規定に基づき、処理を行っている。具体的には入所時に被収容者から同意書を徴しており、検査時に新聞・雑誌に閲覧禁止部分があった場合、審査を経て、該当部分の抹消又は削除を行い、削除した部分は廃棄する取扱いとしている。
39	宮城刑	H25. 3. 29	官本の貸与冊数について、宮城刑務所においても少なくとも山形刑務所同様の貸与冊数とすることを求める。	未報告 (H25. 5月下旬予定)	受刑者は工場で生活する時間が長く、休憩時間に備付図書を自由に閲読させることで、多くの図書に触れる機会を設けているが、貸与冊数の増冊方法を検討したい。
40	宮城刑	H25. 3. 29	自弁品の品目が減少し、価格も高くなったことについて、改善を求める。	未報告 (H25. 5月下旬予定)	自弁物品販売業者は全国の刑事施設同一業者であり、同一物品を同一販売価格で提供しているものである。
41	宮城刑	H25. 3. 29	眼鏡の使用許可基準について検証し、基準の事前周知の徹底及び不許可事由を説明されることを求める。	未報告 (H25. 5月下旬予定)	眼鏡の使用を認めなかった場合は、本人に出来るだけ理由を説明することとしている。
42	宮城刑	H25. 3. 29	電子辞書の使用について、特段の事由がない限り、使用を許可するよう求める。	未報告 (H25. 5月下旬予定)	使用の理由など、使用要件に該当する場合は、電子辞書の使用を認めている。
43	宮城刑	H25. 3. 29	官給品の歯ブラシ・タオルの交換について、損耗の程度も加味した柔軟な対応をするよう求める。	未報告 (H25. 5月下旬予定)	それぞれ使用期間が定められているため、原則使用期間内の交換は行わないこととしているが、当該品の状況によっては、使用期間内であっても交換しており、柔軟な対応をしている。
44	宮城刑	H25. 3. 29	資格試験の受験（願書に添付する写真の撮影等）について、出所後の受験に支障がでないよう適切な対応を求める。	未報告 (H25. 5月下旬予定)	資格試験受験の願書に貼付する写真の撮影について、被収容者から出願があった場合、必要に応じて撮影を行っている。
45	宮城刑	H25. 3. 29	ラジオ番組の編成について、アンケートを実施し、その結果を参考に番組編成をするよう求める。	未報告 (H25. 5月下旬予定)	本年度も被収容者へのアンケート調査を実施し、その結果を参考に番組編成を行っているが、今後もより一層結果を参考にしていきたい。
46	宮城刑	H25. 3. 29	被収容者の布団について、月1回の布団乾燥が実施されるよう改善を求める。	未報告 (H25. 5月下旬予定)	雨や降雪といった天候の影響から布団乾燥が実施できない日が続く、月1回の回数を下回ることがあったが、布団乾燥機の数を増加するなどし、対策に努めている。
47	宮城刑	H25. 3. 29	一般学習について、可能な限り指導者を配置するなど充実に努めるよう求める。	未報告 (H25. 5月下旬予定)	一般学習は、一般改善指導と違って、受刑者が余暇時間を利用して、自身の知識、教養等を高めるなどの目的から、多種多様な内容の学習を許可した上、原則自学自習とさせている。
48	宮城刑	H25. 3. 29	職業訓練の内容について見直しをし、より充実したメニュー・内容とするよう求める。	未報告 (H25. 5月下旬予定)	6講座の職業訓練を実施している他、新たに小型建設機械科、建設く体工事科の応用科を開始し、充実を図った。
49	宮城刑	H25. 3. 29	被収容者の行進時の掛け声、腕を大きく前後に振るなどの動作について、改善を求める。	未報告 (H25. 5月下旬予定)	集団で整然と歩行させる必要上、職員が号令を掛けている。腕は自然に前後に振らせており、大きく振るよう強制は行っていないが、不格好な歩行をしている者には指導を行っている。
50	宮城刑	H25. 3. 29	共同室では、一人当たり畳1枚分のスペースも確保されていないというが、過剰収容について速やかに改善を求める。	未報告 (H25. 5月下旬予定)	共同室の定員は、法令に基づき定められているところ、共同室には、定員以内の人数を収容している。
51	宮城刑	H25. 3. 29	土曜日、日曜日及び祝日の運動時間を少なくとも30分間とするよう求める。	未報告 (H25. 5月下旬予定)	土曜日、日曜日、祝祭日及び矯正指導日は、居室内で午前・午後各15分間、合計30分間の運動時間を確保している。
52	宮城刑	H25. 3. 29	個室収容者の冬期間の入浴について、開始時間を遅くするか、暖房設備を設置するなどの改善を求める。	未報告 (H25. 5月下旬予定)	収容人数、入浴場の数の問題もあり、入浴を開始する時間を現行より遅くすることは困難であるが、居室棟廊下には暖房機器を設置・稼働させて、処遇上配慮している。
53	宮城刑	H25. 3. 29	個室収容者の新聞の閲読時間について、15分の時間では足りないので柔軟な対応を求める。	未報告 (H25. 5月下旬予定)	予算の都合もあり、回覧新聞の部数を増やすことは困難であるが、できる限り、時事の報道に接する機会を与えるよう努めていきたい。
54	宮城刑	H25. 3. 29	個室収容者の居室について、隙間風が流入しないようにするための措置を講ずることを求める。	未報告 (H25. 5月下旬予定)	居室棟については、昭和40年代に竣工した建物があり、若干の隙間風が入るのは事実であるが、構造上、早急に防寒補強することは困難であるものの、冬期間等においては、仮就寝時刻の引き上げ、衣類、毛布及び防寒品の増貸などを行い防寒対策に努めている。
55	宮城刑	H25. 3. 29	昼夜間単独室収容者について、一般学習を一律認めるよう改善をもとめる。	未報告 (H25. 5月下旬予定)	昼夜間単独室収容者についても、所内規律秩序の維持のためやむを得ない者を除き、ほぼ全員に自学自習の機会を与えている。
56	宮城刑	H25. 3. 29	職員の言葉遣い、不公平な処遇に対する意見があり、その人格を最大限尊重した取扱いを求める。	未報告 (H25. 5月下旬予定)	各種職務研究会等を通じて職員の人権意識向上に努めているが、今後も職員研修の充実、監督者による指導を通じ、引き続き人権意識の向上に努めていきたい。
57	宮城刑	H25. 3. 29	被収容者の人権の尊重と職員の充実した職場環境を実現するために、職員の増員を強く求める。	未報告 (H25. 5月下旬予定)	適宜、上級官庁に要望していくこととしたい。

58	秋田刑	H24. 7. 3	これまでも要望しているように検討のための時間を確保する観点から、できるだけ速やかに意見・提案書の申出内容についての説明・回答を励行するよう要望する。	H24. 7. 3	これまでも委員会から同様の要請があり、申出内容についての速やかな説明・回答に努めているが、今年度も引き続き、検討時間の確保のため、更なる速やかな説明・回答を実施する。
59	秋田刑	H24. 10. 1	刑務所に収容されている被収容者の高齢化及び医療上の問題を抱える被収容者が増加していることから、今後とも適正な医療体制を整備する必要がある。	H24. 10. 1	被収容者の診療については、施設の医師が適切に診察を行っているほか、近隣の外部医療機関との連携をこれまで以上に密にして医療体制の更なる整備に努めたい。
60	秋田刑	H25. 2. 5	秋田刑務所においては、視察委員会設置の趣旨に沿い、施設運営の状況等について、委員会が求めた開示すべき情報がすべて報告されたことにより、当委員会との間でより良い信頼関係が構築され、円滑な委員会運営が実現されていることから、今後もより透明性のある情報の開示がなされるよう要望する。	H25. 2. 5	今後も、貴委員会が求めた開示すべき情報には、誠意を持って速やかに対応し、円滑な委員会運営が実現されるよう、より透明性のある情報開示に努めたい。
61	山形刑	H25. 3. 25	山形刑務所は、平成24年12月末日現在で、受刑者1名当たりの職員の数が全国の刑務所の中で実質的に2番目に少ない状況であり、職員の負担率の大きい刑務所となっている。 職員の負担度が大きい状態は、各職員の心身の負担・疲労を増加させるものであり、刑務所内の規律の維持という観点のみならず、受刑者に対する矯正教育にその労力を注げないのではないかと懸念されるところであり、受刑者の更生にとって有益であるとは言いがたい。 山形刑務所では、現在職員の増員を要望しているとのことであるが、刑務所職員の負担度を軽減し、受刑者の更生に資するより効果的な処遇を行うという観点から、当委員会としても、山形刑務所の職員の増員等刑務所の実情に応じた職員の配置を求めるものである。	未報告	適宜、上級官庁に要望していくこととしたい。
62	山形刑	H25. 3. 25	受刑者、特に長期受刑者の社会復帰という観点からは、職業訓練が極めて重要な処遇であることは明らかであるが、現在の職業訓練の内容には必ずしも時代のニーズに対応したものになっていないものがある。 受刑者の社会復帰を図り、真に自立を促すため、社会ニーズの多い職種を調査するなどした上で、例えば、農業や福祉関係等、職業訓練の内容を再検討するとともに、併せて、情報処理や英語等のスキルを身につけさせるための体制を構築することも検討すべきである。	未報告	職業訓練は、再犯防止対策において重要な役割を担っていることから、雇用ニーズを考慮した訓練種目の見直しを進めるとともに、資格取得種目数や受験機会の拡大に努め、より効果的かつ実践的な職業訓練となるよう努めたい。 なお、本年度から出所後、円滑に就業するため、協力雇用主等の民間企業の雇用ニーズを取り入れた、基本的なパソコン操作能力及び情報機器活用能力を向上させることを目的とした職業訓練を新たに開始している。
63	山形刑	H25. 3. 25	矯正処遇日における更生プログラムとして、読書の時間が設けられているが、現状では、必ずしも効果的な内容となっていないと思われる。 受刑者の更生・社会復帰にとって、このプログラムの存在自体は重要であり、これをより効果的なものとすべく、ソーシャルスキル取得のためのプログラムの導入や主体的に資格取得に取り組めるプログラムの導入等を検討すべきである。 また、それに伴い、学習のための電卓・時計・教材の差入れ及び使用を認めることも検討すべきである。	未報告	矯正処遇日（本年3月から「矯正指導日」と名称を変更している。）の読書の時間については、従前は、施設の備付図書の見直しに限定していたが、実施内容について検討し、私本、学習本、学習教材等（漫画本等は除く。）の閲覧も差し支えないものとして変更し、平成25年3月の矯正指導日から実施している。ただし、筆記を伴う学習については、余暇時間帯に行うこととしている。 また、電卓、教材の使用については、検査等の必要性から一部指定業者からの購入に限定している物品はあるものの、現状においても、学習に必要であると認められる物品は使用を認めている状況にある。 なお、時計については、関係法令上「特に必要があると認める場合に限り使用を許可するもの」と規定されており、制限区分が第1種又は第2種に指定されている者で、自発性や自律性を涵養するために使用を許すことが有益であると認められる場合その他特に必要があると認められる場合に限り、使用を許すことが相当であるとの指針に基づき、当所においては、制限区分第2種Aに指定した者について、使用を認める取り扱いとしている。 おって、更生プログラムの内容については、今後も、受刑者の更生・社会復帰にとってより効果的なものとなるように検討していきたい。
64	山形刑	H25. 3. 25	刑務所職員の受刑者に対する言動が不適切であるという意見が多数寄せられたほか、刑務官によって指導の内容が異なっているため困惑しているという意見もあった。 さらに、当委員会宛の意見提案書を投函した場合には、その報告を求める職員がいるという意見等、自由に意見提案書を投函できない状況であるという意見も未だに寄せられており、現に当委員会が平成25年1月18日に工場を視察した際には、工場内に掲示されていた「委員会だより」と同一箇所に、意見提案書を投函する際の様式や刑務官への報告を指示する書面が掲示されていたという事実が確認された。 このような状況は、受刑者の反感、不平等感を増幅し、受刑者の更生という観点から問題があり、意見提案書の自由な投函を制限する行為は、当委員会の活動に対する妨害ととられてもやむを得ないものがある。 視察委員会への自由な面接申出や意見提案書の提出が確保されるよう刑務所職員の認識の共有化を図るため、各種研修制度等を通じて、職員に対する指導教育を徹底すべきである。	未報告	受刑者に対する指導内容等の統一については、今後も、職務研究会等を通じて各職員へ指導を繰り返して職務能力の向上を図るとともに、職務意識の統一を図ってきたい。 意見提案書を投函する際の様式や刑務官への報告を指示するような書面が掲示されていたとのことについては、速やかに当該書面を撤去した。視察委員会への意見提案書が自由に提出できることについては、今後も、所内生活の心得や工場担当職員の訓示等を通じて周知していくところであるが、意見書を投函する際の申し出については、投函箱設置場所まで職員が当該被収容者を連行していかなければならない必要性によるものであることを理解していただきたい。
65	山形刑	H25. 3. 25	今年度の意見提案書には、冬季間の舎房が寒いというものが多数認められた。冬季間の舎房内を適切な温度に保つことは、施設の維持管理費を増加させるものであることは十分に理解できるが、受刑者の生活の拠点である舎房の温度が著しく低いことは、受刑者の健康管理という面から問題であり、受刑者の医療コストの増加にもつながりかねないものである。 したがって、山形刑務所においては、受刑者の健康管理という側面から、冬季間の舎房内の温度を的確に把握し、その温度を適切に管理すべきである。	未報告	居室内の暖房については、限られた予算によるところが大きく、若干、採暖が不足する場面があることは否めないが、冬寒期においては、冬季処遇の一環として、被収容者に対しては、健康維持の観点から早めの仮就寝の実施、手袋及び耳袋の使用許可を行うなど、処遇面について特段の配慮をしている。
66	山形刑	H25. 3. 25	受刑者の中には、特定の食物についてアレルギーを有している者がいるということはある程度であるが、このような者が、類別集会で購入したり、正月や運動会で支給される菓子を喫食することは、日常の食事も同様、受刑者の精神の安定という観点から有益であり、菓子の選定に当たっても、アレルギーを有する受刑者の存在に配慮した内容とすべきである。	未報告	アレルギーを有する被収容者への給食給与に対しては、医師の診察に基づき、医療上の指示により、代替品等の給与を行っているところである。なお、今までに嗜好品喫食や行事業の支給時において、給与菓子の材料又は含有する成分が自己のアレルギーによって、喫食が出来ないことを申し出た被収容者はいない。
67	山形刑	H25. 3. 25	今年度は、受刑者から、食事や類別集会等における菓子の内容、量及び質についての意見が多数寄せられた。 日常の食事は、受刑者の栄養摂取という観点のもとより、受刑者にとっては数少ない楽しみとなっていることは容易に想像できることである。 刑務所においては、昨年度の食中毒発生的事案を踏まえ、衛生面については留意するとともに、食事の内容についても、時代に合った食事の内容の充実を再検討すべきである。	未報告	食事や類別集会等における菓子については、献立会議等において、被収容者の意向も加味し、新メニューや新商品を加え、さらに食を通じた健康管理の観点からも、調理方法や食材にも工夫を加え、減塩や油脂減を目的とした配慮をしている。 なお、食中毒発生事案については、炊場における衛生管理体制を見直し、同種事案の再発防止に努めている。

68	福島刑	H25. 3. 31	白河拘置支所及び郡山拘置支所の改築・改修に着手されたい。	未報告	白河拘置支所については、平成25年度も引き続き改修工事を要望することとしている。また、郡山拘置支所については、改修工事の要望について検討する。
69	福島刑	H25. 3. 31	いわゆる「教育的処遇日」において、より教育的・啓蒙的な効果を持つプログラム（テレビ放映やラジオ放送）を増やすよう努力されたい。	未報告	平成25年1月24日付け所長指示「矯正指導日における視聴覚教材による各種啓発指導の実施について」を发出し、矯正局から送付を受けた教材を約40分間視聴させることとした。
70	福島刑	H25. 3. 31	処遇部門職員の被收容者に対する接遇について、慎重かつ丁寧であり方を求めたい。とりわけ「挑発的言動」と受け取られるような対応を努めて抑制すべきである。	未報告	平成24年7月に、刑事施設職員人権（コーチング）研修を行い、被收容者の立場に立ったコミュニケーションスキルの向上に努めるとともに、同年10月、所長による職員全体研修「事故の起きない施設にするために」を実施するなど、被收容者に対する適切な言葉遣い・言い方について具体的な指導を行っているが、引き続き、職員の人権意識の向上に努めていきたい。
71	福島刑	H25. 3. 31	一般の満期出所者に対しても、就職情報の提供、ハローワークの活用、社会内の諸制度についての説明等、充実した総合的な就労支援策を講じられたい。	未報告	就労支援を行うため、満期出所者を含む希望者に対し、就職情報の提供、ハローワークの活用、求職者支援制度等社会における諸制度等について説明・指導している。今後も関係機関との連携を密にして充実した就労支援を講じることとしたい。
72	福島刑	H25. 3. 31	満期釈放者に対する社会福祉士による社会復帰ないし就労支援についての個別支援について、遅くとも満期釈放の10か月程度前から開始するよう制度化すべきである。	未報告	これまで、仮釈放者に限らず、満期釈放者に対しても社会復帰及び就労支援を実施してきたところであり、今後とも、実施時期の前倒し等、同支援の内容充実について検討することとしたい。 なお、満期釈放者については、社会での受け入れ先の関係等から、同支援の制度化や早期実施については困難な面があるが、これについても、今後の検討課題とするものとする。
73	福島刑	H25. 3. 31	社会福祉士の常勤化など身分の安定化、勤務条件の改善及び社会福祉士の増員と職務内容の充実を強く求める。	未報告	社会福祉士の常勤化等については、施設限りで対応できない事項であり、意見があったことは、上級官庁に伝達したい。
74	福島刑	H25. 3. 31	職員の増員と適正配置に引き続き努力されたい。	未報告	職員の増員は当所限りでの対応は困難であるので、上級官庁に理解を求める努力を続けるとともに、業務負担を軽減するよう職場環境の整備及び適正配置に努めたい。
75	福島刑	H25. 3. 31	医師の確保及び医療部門のPFI化等、抜本的な改革を求める。	未報告	医療部門のPFI化については当所限りでの対応は困難であるので、意見があったことは上級官庁に伝達するとともに、引き続き医療機関の理解を得ながら、常勤医師の確保に努めてまいりたい。
76	盛岡少刑	H25. 3. 31	夜間・休庁時における救急搬送の判断基準や体制について、重篤な疑いがある場合には速やかに救急搬送がされており、特に問題のある点は見当たらない。引き続き重大な事態の発生を防止すべく、救急搬送体制の構築に努めていただきたい。	未報告 (第1回委員会報告予定)	勤務者及び監督者による速やかな病状確認を実施して、遅滞のない適切な対応の継続を徹底する。
77	盛岡少刑	H25. 3. 31	社会復帰支援について報告をいただき、熱心に取り組んでいる状況を見取ることができた。具体的な施策の検討に当たっては、民間の意見を聴取することも有用と思われるので、その点に配慮して実施を継続されたい。	未報告 (第1回委員会報告予定)	定着支援センター、ハローワーク等の関係機関との連絡調整を図りながら、被收容者に対する社会復帰支援を継続する。
78	盛岡少刑	H25. 3. 31	提案箱への投書の秘匿性について、受刑者から提案箱へ投書しようとしても職員から「何を投書するのか。」と聞かれ投書できないとの意見が聞かれた。そのような事態がないように注意されたい。	未報告 (第1回委員会報告予定)	視察委員会提案箱に投函するに当たっては、事前申出を行うことなく実施させているが、同取扱いを徹底する。
79	盛岡少刑	H25. 3. 31	職員の被收容者に対する接遇について、本年度も被收容者から不満が出された。これまで何度か調査したところでも、大きな問題は見当たらない。常に問題意識を持った接遇をしていただきたい。	未報告 (第1回委員会報告予定)	人権啓発研修、不祥事防止研修の職員全体研修を開催し、被收容者に対する適切な処遇を継続する。
80	盛岡少刑	H25. 3. 31	委員会ニュースの発行、書類保管に関する規則制定について、検討いただきたい。	未報告 (第1回委員会報告予定)	「委員会ニュース」の発行及びその閲覧方法、書類の保管方法について委員会と協議中である。
81	水戸刑	H25. 3. 31	65歳以上の高齢者（60歳以上65歳未満であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者を含む）であって、希望する者全員について、公費でインフルエンザ予防接種を実施することを要望する。（住民登録のない受刑者については、万が一、予防接種により健康被害が発生した場合に急を受け付ける市町村が定まらないとして予防接種が実施されていない状況にあり、制度的な問題も含んでおり、容易でないことは理解できるが、受刑者の生命・健康にかかわる事柄でもあるので、引き続き実現に向け取り組まされたい。）	未報告	65歳以上の高齢者（60歳以上65歳未満であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者を含む）で希望する全ての受刑者（住民登録のない者を含む）を対象にインフルエンザ予防接種を実施できるよう、市役所に依頼することとしている。
82	栃木刑	H24. 8. 30	色鉛筆の自弁の購入代金は一般市場価格と比較して高額であるうえ、セット購入しできないのは、購入者の負担が大きすぎると思われます。使える物を廃棄しなければ新たな購入ができない規則になっている場合、その理由をご教示ください。 上記規則に相当性が認められない場合、物を大切にすることも色鉛筆のパラでの購入を検討することを要望します。	H24. 9. 27	自弁品として取り扱う物品については、あらかじめ全国統一の物品が定められ、色鉛筆については12色のセット購入となるため、パラでの購入については対応できない。
83	栃木刑	H24. 8. 30	猛暑対策として自弁購入の制汗剤の種類について検討することを要望します。	H24. 9. 27	自弁品として取り扱う物品については、あらかじめ全国統一の物品が定められ、制汗剤については1種類しかないので対応できない。
84	栃木刑	H24. 8. 30	工場トイレ個室にハンカチやナプキン、チリ紙を入れるための小さなカゴを取り付けて欲しい旨の要望があることから検討することを要望します。	H24. 9. 27	ハンカチ、ナプキン及びちり紙については、作業着のポケットに入れて携帯することを認めている。工場トイレ個室に籠を設置することは、衛生上の問題があるほか、物品の不正授受のおそれが生じるため、認めることは困難である。
85	栃木刑	H24. 10. 22	自弁購入できる入れ歯安定剤ポリグリップはつきが悪くすぐとれてしまうため、ポリグリップパウダーを購入できるよう要望します。	H24. 11. 29	事業者であるエームサービスに対し、ポリグリップパウダーを自弁購入物品として追加するよう要望した。
86	栃木刑	H24. 10. 22	外国人受刑者も日本人受刑者と同様、所内生活における情報を平等に得られるよう配慮するように要望します。	H24. 11. 29	所内生活の心得及び遵守事項については、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ドイツ語、韓国語にそれぞれ翻訳したものを配布しているほか、所内生活において必要な情報については、外国語に翻訳したものを掲示するなど配慮している。
87	栃木刑	H24. 10. 22	歯科治療について受診希望者を順番に受診させるようにしているとのことですが、受診希望を出す際、どのような診療を希望するかの申出の有無、料金がどのくらいになるのかの事前告知の有無、受診後の治療費の支出方法等、特に有料となる一連の医療に関する手続きの流れをご教示ください。	H24. 11. 29	受診希望のある受刑者に対し、治療希望内容を記載した願書を提出させている。歯科医が本人を診察後、義歯など自弁が必要な治療については、料金表を本人に提示し、本人から同意を得た上で治療を行っている。

88	栃木刑	H24.12.28	老眼鏡を貸与して欲しいとの意見があります。最近1000円ショップ等でも各強度の老眼鏡が販売され、金融機関、官公庁等の受付では貸出用の老眼鏡が備え付けられる等、老眼鏡自体が安価で手に入れられることから、老眼対象者に対し、自弁購入以外に老眼鏡の貸与等の措置を検討することを要望します。	H25.1.24	老眼鏡については、各工場に5本程度備え付けており、受刑者が書き物をするときなど必要性が認められれば貸し出している。
89	栃木刑	H24.12.28	外国人受刑者から、海外から来る家族には、もっと面会時間を与えて欲しい旨の要望があります。当委員会は、海外等遠方からわざわざ面会に来る親族については、別の基準を設けて滞在期間中に集中して面会できるようにできないかを検討することを要望します。	H25.1.24	外国からの面会者に対する面回数回は、原則として1日1回までとしているが、そのときの状況や必要性に応じて、1日に2回面会を実施したり、面会時間を延長するなどの配慮を行っている。
90	栃木刑	H25.3.7	自弁のナブキンの購入につき、出血の多い日用の羽つきナブキンを購入できる様にして欲しいとの要望があったので、検討を要望します。	H25.3.21	現在、特大(羽つき)、夜用(羽なし)及び昼用(羽なし)の3種類のナブキンを取り扱っているところ、平成25年5月の定期購入分から、夜用及び昼用の羽つきナブキンを品目として追加することとした。
91	栃木刑	H25.3.7	工場での作業において、光を反射する材料を扱っている受刑者から、窓際で作業していると、特に太陽が低い冬場はブラインドを半分下しておかないと、材料が太陽光を反射して作業しづらいが、窓から離れた奥の席が暗いからとブラインドを上げられてしまう。奥の席には電気スタンド等を使用するなどして対応して欲しいとの申し出があります。事実調査をして、工場内で作業効率の良い方策を検討することを要望します。	H25.3.21	平成25年3月14日に全工場の作業環境の調査を行ったところ、光が反射する金属を扱っている工場においては、窓から離れた奥の席に電気スタンドが常設されているなどの配慮がなされており、当該申出の作業のしづらさを受刑者が感じるといった状況は確認されなかった。また、検品を担当する受刑者の机には電気スタンドを設置したり、ミシンには手元にランプが付く機能を付けるなど、工場内での安全で効率の良い作業環境に留意しているところであり、今後も作業環境の改善に努めていきたい。
92	栃木刑	H25.3.7	歯科治療について、患者ごとのコップや器具の消毒がされていないとの苦情がありますので、実情を調査し報告してください。	H25.3.21	歯科治療用コップ及び器具については、滅菌器により滅菌消毒している。歯科治療用コップについては、ステンレス製のコップから紙コップに変更して整備した。
93	栃木刑	H25.3.7	妊婦中の受刑者から栄養面で補給として牛乳かチーズを与えて欲しいとの申し出があります。妊婦の受刑者に対して、特に食事面で配慮している点がありましたら報告してください。また、配慮していない場合は、定期検診における食事面の指導について配慮することを要望します。	H25.3.21	当所の食事内容で妊娠中に必要な栄養が十分に摂取できていると当所医師は判断している。なお、当所に収容されている妊婦は、体重が増加傾向にある者が多数を占めているところ、摂取カロリー及び塩分を制限した食事に変更するなどの体重コントロール指導を必要に応じ実施している。
94	黒羽刑	H25.3.31	本年度も、職員の経験・技量不足が原因と思われる意見等が寄せられたことから、意見等の内容の真偽はともかく、適正な刑務所運営のため、引き続き、職員の一般的な技量向上に向けて研修や経験豊富な職員と若手職員との常日頃の交流の機会を増やす等の取組を続けられたい。	H25.4.10	昨年度、若手職員(昇命5年未満)の職員に対して、現場に精通した監督職員及び担当職員から指導及び講義を実施する等して職員の育成を図っているが、今後も職員が必要な知識、技術等の習得をしていけるよう努める。
95	黒羽刑	H25.3.31	昨年度の上半期には、民間業者に対する迅速な対応によって、下半期には意見等は減少を見た。しかし、本年度、食事の量に対する苦情が増えたことは、民間業者が再び食事の量に対して注意を払わなくなったことが原因とも考えられる。民間業者は、刑務所の被収容者の置かれている状況についての知識もないことから、参入民間業者の仕事ぶりの継続的な監視・監督は、適正な刑務所運営には不可欠である。引き続き、民間業者の仕事ぶりに対する監視・監督に留意されたい。	H25.4.10	民間業務委託については、定期的にモニタリングを行い、事業者の業務遂行状況と実際に業務遂行に伴って派生した問題点を解決するようにしている。また、食事関係については献立会議において、特に量及び塩分の摂取量等健康に影響する内容についても逐次検討事項とし、相互の意見を開陳しながら事業者の業務遂行状況を確認している。今後も、継続的に監視・監督を徹底していく。
96	黒羽刑	H25.3.31	被収容者の意見等を素直に聞いて、真摯に対応し、対応したことを周知することこそが、被収容者の不満を防止する最上の策であり、意見等に多くの時間を割くことが困難だとしても、そのように心がけることによって、不満を解消できることを示している。引き続き、同様の対応に心がけられることを要望する。	H25.4.10	被収容者からの意見・提案に係る視察委員会からの意見については、引き続き真摯に受け止め適切に対応し、被収容者処遇に反映できるよう努めたい。
97	喜連川センター	H25.3.28	職員の一般的な技量向上に向けて研修や経験豊富な職員から若手職員への経験の交流の機会を増やすなどの取組みを続けられたいほか、職員の人権意識の醸成の方策を検討されたい。	H25.4.30	処遇の統一化・適正化を期すため、毎月、工場担当者に対する研修を実施している。また、若年職員を対象として、注意・指導の方法等に係る研修を実施し、処遇技能の向上に努めている。今後も適正な職務遂行のため、被収容者の人権に配慮した内容の研修等を実施していく。
98	喜連川センター	H25.3.28	職員に対して医療分野ないし医療的知見に関する研修を実施することを検討されたい。その上で、職員と医務部門との円滑な連携が行われるよう十分に配慮されたい。	H25.4.30	診察を希望する被収容者に対しては、状況に応じ速やかに医師等に連絡するなどして対応している。また、夜間帯においては、当直の看護師が症状等を確認の上、必要に応じて医師の指示を仰ぎ、同医師の指示に基づいた医療措置を施している。今後も引き続き、医務及び処遇部門が一体となって研修をするなどして、医療の充実及び適正な医療体制の構築に努めたい。
99	喜連川センター	H25.3.28	提案書の投函方法について、提案書の設置箇所を増やす、提案用紙と筆記用具を備え置いてその場で記載できるようにするなど、提案書の投函方法について検討願いたい。	H25.4.30	他施設の運用を参考に、当センターにおいても採用できる方策については、今後前向きに検討したい。また、提案書の作成を希望する者が不利益を被ることのないよう今後も徹底したい。
100	喜連川センター	H25.3.28	提案箱に「提案用紙は自由」という趣旨を明記されたい。	H25.4.30	提案書の用紙については、便箋等の用紙を使用する場合は問題ないが、その他の物品を使用した場合、反則行為となる可能性があることから、困難と思料されるが、意見書を作成しやすい方法について、今後検討していきたい。
101	喜連川センター	H25.3.28	刑事施設視察委員会への提案等を行いたいと考える被収容者への不安を軽減するよう、不利益を及ぼすことはない旨を説明する機会を極力増やすなどの工夫を願いたい。	H25.4.30	刑執行開始時の指導において、提案書等を提出することによって不利益を被ることはない旨を伝えている。また、同訓練終了後に被収容者から質問があった際などに、職員の間によって誤解を与えることがないよう、研修等を通じて、職員間で統一した認識を持つようしていきたい。
102	前橋刑	H24.6.7	受刑者が卒倒し、救急車要請まで45分を要したことについて、迅速な対応を求める意見が提出されていることから、できる限り迅速な対応に努められたい。	H24.7.19	外部医療機関への緊急搬送については、医師の意見を踏まえて迅速に対応している。医師不在時にはマニュアルに沿って判断し、迅速な対応をすることとしている。
103	前橋刑	H24.7.19	夏季運動時、帽子の着用が義務付けられているが、衛生的でないとする意見があることから、任意にするよう検討願いたい。	H24.11.15	帽子の着用は熱中症対策である。また、月1回洗濯を実施しており衛生面に配慮している。
104	前橋刑	H24.7.19	居室の壁に黒カビが生じ、衛生的でないとする意見が提案されていることから、対応を検討願いたい。	H24.9.20	予算事情を考慮し本年度、共同室について防カビ材配合の塗料で塗装を実施した。
105	前橋刑	H24.7.19	夏季については起床時間を早めて、読書時間として認めるよう要望する。	H24.9.20	動作時間について、制限区分による緩和策として検討を予定する。
106	前橋刑	H24.9.20	職員の言葉遣いについての苦情が多いことから、注意喚起等配慮を願いたい。	H24.11.15	不適切な言動等について、職員アンケートを実施するとともに、職務上の基本姿勢及び言葉遣いに関する職員研修を実施した。
107	前橋刑	H24.11.15	醤油及びソースについて小袋に変更されたが、備え付けに戻してほしい。	H24.12.20	衛生面及び塩分摂取量の増加抑制の観点から小袋による支給方法に変更したものである。

108	前橋刑	H25. 2. 7	職員の年次休暇取得日数について、3日以内の者が110名もあり、職員の労働衛生上大きな問題である。前橋刑務所だけで解決できないが、職員の増員が求められる。	H25. 2. 7	職員定員の増員については、施設として解決できる問題ではないが、意見があったことを上級官庁に報告することとしたい。
109	千葉刑	H25. 3. 29	職員、とりわけ、刑務官の労働時間等の労働条件の改善は、依然として、立ち遅れている。このことに大きな要因として関わりがあるのは、被収容者の過剰収容、職員定員の抑制である。職員の増員等、抜本的な対策が必要である。	次回開催日 報告予定	職員定員抑制の解消に関わる職員の労働条件の改善については、当所限りでは限界があるため、上級官庁に伝達したい。
110	千葉刑	H25. 3. 29	平成24年秋にスポーツ活動中の受刑者に怪我人が相次いだことから、いくつかの球技について禁止等の措置が取られたことに対し、少なくとも受刑者から制限を解除することを求める要望が寄せられた。当委員会としては、代替する競技なり、制限は無期限とせず寒期に限るなどの措置を講ずるとともに、制限をする措置をとったことについて、その趣旨を被収容者に周知するように要望する。	次回開催日 報告予定	屋外運動時のソフトボール及びサッカーについては、骨折者が続発する状況があり、冬期間の運動時には、ソフトボール及びサッカーは実施しないこととしたが、各担当職員から被収容者に対して事前に告知するなどして周知している。また、本年4月から、道具やルールを変更した新しいソフトボールを再開したところである。
111	市原刑	H24. 8. 26	延長食の給与回数毎を毎回給与から、週1回ないしは2回への変更を要望する。	H24. 10. 28	通達に基づき延長作業実施毎に給与するものであり、数日分を一括給与することは、カロリーの過剰摂取になることから現方法は健康管理上も適切な方法である。
112	市原刑	H24. 8. 26	処遇上の慣行を変更する場合には、当該受刑者の要望を聞いてから行うべきである。	H24. 10. 28	被収容者に対する処遇の変更については、法令等に基づいて実施しつつも、可能な限り変更事由については説明することとしたい。
113	市原刑	H24. 10. 30	受刑者に対する制限、又は緩和する事項については、誤解を招かないような周知に配慮すべきである。	H24. 12. 20	受刑者に係る制限、又は緩和事項については、当該職員からの訓示や居室等へ掲示することとしているが、引き続き、分かりやすい周知に努めたい。
114	市原刑	H24. 12. 20	職員に対して、受刑者の処遇について教育することを要望する。	H25. 1. 14	受刑者の処遇に関しては、職員研修、職務研究会及び若年者職員研修等の機会において教育しているが、さらに、人権等に配慮した指導を心がけるように教育を徹底したい。
115	八医刑	H24. 7. 6	国際法務総合センター内の医療センターに運動会が実施できるグラウンドは確保されていると認識していますか。	H24. 7. 13	新施設におけるグラウンドスペースでは、現状どおりの運動会の実施は困難と思料する。
116	八医刑	H24. 7. 6	国際法務総合センター内の医療センターに運動会が実施できるグラウンドの確保を矯正局に求める予定はありますか。	H24. 7. 13	矯正局等に対し、機会あるごとに運動場の確保について、申入れを行っていきたいと考えている。
117	八医刑	H24. 7. 6	特食の質・量について検討を加えたことはありますか。あるとすれば、どのような検討をしたのでしょうか。	H24. 7. 13	患者と他の在所在者に極力不公平感がないよう、それらを満たす質・量に配慮し、かつ、予算の範囲内での調達を考えている。
118	八医刑	H24. 7. 6	浴用のナイロンタオル購入について、所長裁量で購入を認めることは不可能なのですか。	H24. 7. 13	ナイロンタオルの使用については、依命通達に基づき、第2類以上の優遇区分に指定されている受刑者に対して購入、使用を認めることとしている。
119	八医刑	H24. 8. 9	看護師の言葉で傷ついたと意見が寄せられているが、事実関係を調査し、事実であれば改善の指導を、誤解だとすれば理由を分析をし、今後に活かして欲しい。	H24. 8. 17	事実は認められなかった。言葉遣いについては、注意を心がけているところであり、特に、心情の不安定な者についての対応には一層注意して指導するよう配慮する。
120	八医刑	H24. 8. 17	消えるボールペンの自費購入の可否について教えてください。	H24. 10. 5	無用なトラブルに発展するおそれがあり、取扱いについて他施設に影響を与えることとなることから購入は認めていない。
121	八医刑	H24. 11. 30	扇風機稼働時間は今夏の気温状況等を見ながら検討したいとのことですが、検討状況はいかがでしたか。今夏は扇風機の稼働時間延長がなされたのですか。	H24. 12. 7	今夏の気温の状況や省エネルギー対策との兼ね合いから検討し、昨年どおり22時までとしたが、被収容者の健康を含め問題はなかった。
122	八医刑	H24. 11. 30	送蒸時間の延長を検討してください。	H24. 12. 7	送蒸終了時間を延長すると、炊場就業者（ボイラー係）の還室が遅くなることから支障が生じる。 なお、昨年度から、送蒸基準となる外気温を3度引き上げて、送蒸される日を増やして対応している。
123	八医刑	H24. 11. 30	ストーブを増設することに問題点がありますか。もし、増設が困難であるならば、ストーブの燃焼カロリアップの方法を検討してください。	H24. 12. 7	ストーブの増設を予定している。
124	八医刑	H24. 11. 30	意見・提案書の提出について、願箋を出さなくても投函を認めることは可能かと思うかがでしょうか。	H24. 12. 7	意見・提案書の投函に際して願箋を提出させている事実はない（口頭での申出で対応している。）。
125	八医刑	H24. 11. 30	自殺のおそれない主治医が判断した患者にはシーツや襟布の白もの3点を貸与すべきです。不衛生です。	H24. 12. 7	個別判断での制限について、医療関係職員とも協議して検討していく。
126	八医刑	H24. 11. 30	仮就寝時間19:00を18:00にして欲しい。	H24. 12. 7	変更の予定はない。冬季処遇時には、これを17時に繰り上げておこなうほか、感染症予防対策上からも時間を適宜繰り上げて実施している。
127	八医刑	H24. 11. 30	就寝前の投薬時間が19時は早すぎる。何故一律19時なのでしょう。	H24. 12. 7	少数の看護師で多くの患者に投薬する必要があり、また、開室して投薬する患者も複数いることから、19時過ぎ頃から投薬を開始しなければ、就寝時刻（21時）までに投薬が終了する状態にならない。
128	八医刑	H24. 11. 30	貸与舎房着について。5月～10月頃まで半袖で寒い人には長袖メリヤスを貸与すべきだと思います。	H24. 12. 7	衣類や寝具の増貸与については、気温の変化を勘案しながら適切に行っている。
129	八医刑	H24. 11. 30	スプーン貸与について検討してください。	H24. 12. 7	受刑者個々についてスプーン貸与の必要性を検討して適切に対応している。
130	八医刑	H24. 11. 30	アイマスクを特別購入物件に加えて欲しい。	H24. 12. 7	アイマスクは、省令で受刑者に使用を許可できる物品に指定されておらず、購入・使用させることはできない。
131	八医刑	H24. 11. 30	休養者と介助係の官本を同じようにして欲しい。	H24. 12. 7	休養受刑者は、病状回復の支障とならないよう、2週間ごとに5冊と定めている。
132	八医刑	H24. 11. 30	薬の名前と効用についてもう少し詳しく説明して欲しい。	H24. 12. 7	詳細な説明を求める患者に対しては、主治医から再度直接説明することとしている。
133	八医刑	H24. 11. 30	先生（看守）に「泊まり、ご苦勞様です」と声をかけると「ここをどこだと思っているの。刑務所よ。そんなこと言うところじゃないでしょう」と言う職員がいます。	H24. 12. 7	常日頃から、職員に対し、被収容者には厳しさの中にも温かみをもって接するよう指導しているが、被収容者に対しては職員に挨拶を強要するようなことは行っていない。

134	八医刑	H24. 11. 30	透析の職員が注射の扱いが下手で機械の扱いも理解していないためいつも失敗し、軽い口調での対応との意見がありますが、誤解なのではないでしょうか。誤解だとすれば、誤解を解消するためにどのような措置がとられるのでしょうか。事実だとすれば、患者の信頼を確保するために考えられる措置・手だてを検討することを求めます。	H24. 12. 7	穿刺は通常の注射と比べ高い技術を要するものであるところ、更には人によって血管の態様も異なることから初度の穿刺が必ず成功するとまでは言えないが、そうならないように勉強会を開催し、職務研修会を定期的に実施している。また、言葉遣いについても、注意を心がけてきているところであり、本件を踏まえさらに注意して指導を実施する。
135	八医刑	H25. 3. 29	担当病棟以外の病棟への夜間配置を中止してください。現在の看護師定員のもとでは著しく困難・無理であれば、上級官庁へ看護師定員を増やすよう意見を述べられてください。	H25. 4. 23	看護師定員の増員は引き続き、上級機関に要望していきたい。
136	八医刑	H25. 3. 29	准看護師に対する教育・指導につき無資格者が担当しているというの事実でしょうか。事実とすれば看護師の看護教員を職員として採用するようにしてください。	H25. 4. 23	今後も、専任教員の有資格者の採用を優先的に行うなどして、専任教員の有資格者の増員に努めたい。
137	八医刑	H25. 3. 29	地元医師会の協力を得て非常勤医師確保の努力をより丁寧に行ってください。管区機関に働きかけて医師募集を矯正局の責任として行うよう働きかけるようにしてください。	H25. 4. 23	地元医師会との協力をいただきながら、非常勤の医師確保をより丁寧に行っていきたい。法務省矯正局、東京矯正管区においても、当所の依頼により、常時医師の募集を実施している。
138	八医刑	H25. 3. 29	処遇の女子職員を増員し、女区の夜間勤務に複数の女子職員を配置してください。	H25. 4. 23	女子職員についても引き続き増員の要望を続けていきたい。
139	八医刑	H25. 3. 29	開房の際の職員2人配置を遵守されるようにしてください。	H25. 4. 23	居室扉を開扉する際には、最低2名の刑務官で開扉することを厳守している。
140	八医刑	H25. 3. 29	巡回作業の質・量が減少していないのに、夜間巡回時の配置職員数を被収容者の数で決めるのは一面的過ぎます。	H25. 4. 23	夜勤の勤務者数については、単に被収容者の増減に対応して定めているということではない。
141	八医刑	H25. 3. 29	職員に対し、年次有給休暇制度の趣旨・要件に関する研修・啓蒙に努められてください。	H25. 4. 23	部署によっては課員の年休取得回数を業績目標に掲げて取得促進に取り組んでいるところ、年次有給休暇制度の趣旨・要件に関する研修等について機会を設けて、実施していきたい。
142	八医刑	H25. 3. 29	患者の目を見るなどし、分かりやすく説明し、治療に関する誤解を受けたい説明をどう実践するかを独自のテーマとした医師研修の実施を提言します。	H25. 4. 23	今後の研修方法等について検討していきたい。
143	八医刑	H25. 3. 29	治療を受けるまで時間がかかる例があると認識しているのでしょうか。その原因は医師不足と関係しているのでしょうか。	H25. 4. 23	必要な診察や検査等を踏まえて治療方針が決定するものなので、不必要に時間がかかっているという認識は有していない。
144	八医刑	H25. 3. 29	八王子医療刑務所における死亡退所者の所在期間が平均的な医療機関に比して短いと思われるが如何でしょうか。	H25. 4. 23	他の施設で必要な治療や処置が施された上、終末期を迎える患者や他施設での治療が施せない特に重篤な患者が移送されてくるので、一律に平均的な医療機関と比較することは難しいと史料する。
145	八医刑	H25. 3. 29	死期の近づいている重篤な患者、重篤な精神疾患で回復が見込めない患者に対する刑の執行停止をしてください。	H25. 4. 23	当所は、刑の執行停止の有無の判断を行える立場にはないが、機会を捉え、検察庁等との意見交換等は実施していきたい。
146	八医刑	H25. 3. 29	職員から徴したアンケートの回答の中に「矯正医療に何年も従事していると社会一般で行われている医療から置き去りになってしまったので、外部の病院に一定期間研修に行く制度があるといい」「院外の研修に参加する為の予算をもっと取ってもらえたら・・・現状は、数万円の参加費は自費で休み返上の為なかなか参加しづらい現状にある」「研修へ行く暇がなく、スキルアップが図れないために職場内に閉塞感がある」といった意見が寄せられており、医師の研修参加制度について、人員・予算の問題があるようであるが、全所規模で検討する必要があると思われるので検討してください。	H25. 4. 23	必要性を勘案し、週に2日までの研修を認めているほか、学会等への参加も実施している。また、学会に参加するに当たっては経費が予算化されたほか、平成25年度以降研修等に係る旅費についても予算化すると聞き及んでいるところである。
147	八医刑	H25. 3. 29	休養被収容者の処遇と治療に関して処遇部と医療部の連携はどのように図られているのでしょうか。	H25. 4. 23	休養被収容者の診断結果を書面または口頭で引き継ぎを行っているほか、毎月1度ミーティングを実施したり、毎日実施する幹部ミーティングに出席させたりして、連携を強化している。
148	八医刑	H25. 3. 29	寒さ対策、暑さ対策を果すための費用支出を「近いうちに移転してしまうので避ける（あるいは控える）」ということのないようにしてください。	H25. 4. 23	被収容者に対する健康管理に必要な対策については、今後もより充実されるよう配慮していきたい。
149	八医刑	H25. 3. 29	送蒸に従事する者はすべて経理被収容者でなければならないのでしょうか。介護・処遇に関する直接業務ではないので外部への委託などは可能かと思われるが如何でしょうか。	H25. 4. 23	本件については、外部委託などを含め、今後の送蒸の在り方について、検討していきたい。
150	八医刑	H25. 3. 29	反射型ストーブは経理棟の各フロアーへ設置済みでしょうか。設置した反射型ストーブの種類、燃焼カロリーは如何なるものでしょうか。	H25. 4. 23	経理棟各階に2台ずつ、反射型ストーブを設置済である。なお、燃焼カロリーは、約3,000キロカロリーとなっている。
151	八医刑	H25. 3. 29	天気予報などによる寒暖予測、近時の最低気温状況などに照らして、防寒衣類の使用許可期間を弾力的に定められてはいかがでしょうか。	H25. 4. 23	時季の状況を勘案の上、柔軟に対応していきたい。
152	八医刑	H25. 3. 29	当所の夏の夜間の暑さは被収容者の健康には問題はなかったのか。	H25. 4. 23	昨夏においては、熱中症等夜間の暑さを原因として体調崩した被収容者はいなかった。今後も、その時季の気温等気象状況を勘案の上、健康管理に配慮して参りたい。
153	八医刑	H25. 3. 29	可及的速やかに病室にクーラー機器を設置してください。	H25. 4. 23	電源設備等の能力や新たな電気配線設備等相当規模の改修工事や予算が必要となると思われるので、上級官庁と協議していきたい。
154	八医刑	H25. 3. 29	食事時間が遅れる被収容者の食事は発泡スチロール内に保管してなるべく長時間保温する方法があると思いますが如何でしょうか。	H25. 4. 23	食事時間が遅れるもの等については、電子レンジで再加熱して給与するなどして、温食給与に配慮しているが、御提案の方法も含めて、今後も引き続き検討していきたい。
155	八医刑	H25. 3. 29	集会において何種類もの菓子を食していましたが、短時間でカロリー過剰摂取になっていないでしょうか。菓子食に対する健康上の配慮からの指導は行われているのでしょうか。	H25. 4. 23	菓子食においても医師や栄養士等の意見を考慮しながら給与することとしている。
156	八医刑	H25. 3. 29	入所時教育の中で視察委員会の存在と視察委員会のもつ意味を教育対象として実施するようにしてください。	H25. 4. 23	入所時教育の際に刑事施設視察委員会の役割等について説明してきたところであるが、今後も、機会を通じ丁寧に教育していきたい。
157	八医刑	H25. 3. 29	視察委員会に関する基本を職員にも徹底させる指導も求められます。	H25. 4. 23	ミーティング等の機会を通じて、刑事施設視察委員会の基本的な事項についての周知を図っていきたい。
158	八医刑	H25. 3. 29	職員に対しては、全職員が直接閲覧できる措置をとることを求めます。被収容者に対しては、然るべき方法で視察委員会が職員及び被収容者に実施したアンケート結果を被収容者に返していく努力を行うことを要望します。	H25. 4. 23	各職員に対しては、「アンケートの結果」を閲覧等の方法によって閲覧できるよう配慮したい。また、被収容者に対しても方法を検討した上、周知することとした。
159	八医刑	H25. 3. 29	釈放後も介護が必要な出所予定者については保護観察所と特別調整を促進する地域生活定着支援センターとの連携、地元自治体との連携強化、実務に通じた社会福祉士、精神保健福祉士の配置などを実施してください。	H25. 4. 23	社会福祉士・精神保健福祉士は既に非常勤職員として配置しており、保護観察所との特別調整の促進、地域生活定着支援センターとの連携、地元自治体との連携強化について取り組んでいるところである。



160	府中刑	H25. 3. 25	意見・提案書用紙の入手及び提出の際、願箋を提出させている運用は廃止すべきである。	未報告	出願がなされることで、所定用紙の交付希望者に確実に用紙を交付すること及び捜検等の際に記載内容を閲覧することがないように一定の配慮が可能となるが、願箋の提出がない場合や私物の便箋等を使用しているの作成を妨げるものではない。また、提出時においても、管理上の問題から提案箱の設置場所まで自由に行き来させることはできないことから、内容の秘密保持を担保した提出をさせるため、事前に願箋を提出させ、作成者が直接提案箱に提出する取扱いとしている。
161	府中刑	H25. 3. 25	懲罰中の者を含むすべての被收容者が自由に六法全書を閲覧し、使用できるように改善すべきである。	未報告	閉居罰執行中であっても、書面作成等に必要があると認められる場合には使用を認めている。
162	府中刑	H25. 3. 25	懲罰の手続において、被收容者が自己に対する審査の全過程に立ち会えるようにし、かつ、弁明・弁解の機会を十分保障されるべきである。	未報告	懲罰を科す際は、必要な調査を行った上で、被收容者に弁解聴取の機会を与えるなど、関係法令に定められた手続に沿って適正に審査している。
163	府中刑	H25. 3. 25	意見・提案書が投函されない空のままの提案箱が多いことから、その原因等を分析し、提案箱の有効活用について協力願いたい。	未報告	視察委員会に対する意見・提案書の提出については、所内生活の手引等で被收容者に周知している。提案数が少ない理由は不明であるが、今後も意見・提案書の提出について周知徹底を図ってまいりたい。
164	横浜刑	H25. 3. 26	准看護師たる施設職員が、診察の緊急性等を判断する際に適切に判断しうよう、マニュアルの作成を検討するよう求める。	H25. 4. 16	マニュアル化するということは、主訴等に基づき一律に診察をするおそれがあり、本来診察を必要とする者の診察に影響を与えることにもなることから、今後も、訓令の規定に基づいた診療を実施していくこととした。
165	横浜刑	H25. 3. 26	夏季の工場での作業時の上着着用は危険作業、機械作業以外のその必要性、合理性に乏しいので上着を脱いで作業を認めるよう提案する。	H25. 4. 16	危険作業以外の者のみ上着を脱衣させた場合、受刑者に不平等感を抱かせる可能性が高く、規律秩序の維持の観点から相当ではないと考えている。
166	横浜刑	H25. 3. 26	職員が年次休暇を取得しうよう改善することを提案する。	H25. 4. 16	突発的に勤務配置が必要となる事案が発生するなど、計画的に年次休暇を取得することが困難な状況であるが、1日単位の年次取得のみならず、時間休を取得させるなど、引き続き、年次休暇取得率の増加を推進させていきたい。
167	横浜刑	H25. 3. 26	被收容者からの不満が多い食事内容の改善を検討されたい。	H25. 4. 16	献立の作成に当たっては、被收容者に対するアンケート調査の結果を参考にするなど、可能な範囲で被收容者の嗜好を取り入れる努力をしているが、今後も新しいメニュー等を積極的に導入するなど改善に努力していきたい。
168	横浜刑	H25. 3. 26	被收容者からの不満が多い集会菓子の改善に努力されたい。	H25. 4. 16	集会菓子の選定に当たっては、飲料及び菓子の組み合わせがバラエティーに富むよう配慮しているが、今後も可能な限り集会菓子の内容充実にも努力していきたい。
169	新潟刑	H25. 3. 29	平成23年度の意見書において、事件等の情報については適切かつ迅速な報告を求めたところ、平成24年度からはその改善が見られ高く評価する。	未報告	今後も引き続き、適切かつ迅速な情報提供に努めたい。
170	新潟刑	H25. 3. 29	高齢被收容者の健康管理、特に防暑・防寒対策、食事の誤嚥防止等に実効性のある措置をより一層講ぜられたい。	未報告	防暑及び防寒対策については、その時の季節状況に応じて処遇の変更を行っており、本年度においても柔軟に対応していきたい。また、誤嚥防止については、その対応について万全を期するよう全職員に周知しているが、特に誤嚥の可能性のある食事が給与される場合には、特段の注意を払うよう努めたい。
171	新潟刑	H25. 3. 29	自殺防止の徹底を図るべく、被收容者に対するメンタルケアを充実させる適切な措置を講ずる等の措置を講ぜられたい。	未報告	専門医師による診察、心理技官によるカウンセリング及び処遇共助などを積極的に活用し、自殺を企図する可能性が高い精神疾患を伴う被收容者の心情安定を図り、未然防止に努めたい。
172	新潟刑	H25. 3. 29	食事について、衛生上の配慮を徹底されたい。	未報告	食中毒を発生させないよう今まで以上に積極的に管理、指導を行い、細心の注意をもって調理方法や衛生管理の指導を徹底させ、再発防止に努めている。
173	新潟刑	H25. 3. 29	職員の職場環境に十分な配慮がなされているとは認めがたいところがあり、さらに、職員が行う矯正指導、被收容者管理などの業務は、日々非常に強いストレスにさらされる過酷なものである。職員の健康状態が良好に保たれることが、被收容者に対する適切な処遇の実施につながることに鑑み、被收容者の作業環境管理のみならず、職員の作業環境管理及び健康管理にも十分に配慮されたい。	未報告	職員の職場環境に配慮しつつ、健康面、精神衛生面についても十分に気を配ることにより、引き続き、適切な矯正処遇が行えるよう努めたい。
174	新潟刑	H25. 3. 29	共同室と単独室とでテレビの視聴回数に差異を設けていることについて不満が寄せられているところであるが、その当否は措くとしても、従来の運用の変更などがなされる場合、被收容者に対しては、十分な認識・理解が得られるように対応されたい。	未報告	テレビ視聴について、それが被收容者の娯楽の一つとして、かつ、処遇効果の向上に有用であることは間違いないところであるので、回数の差異については見直し改善した。また、周知方法については、担当職員からの告知や放送による告知など、その理解度の浸透に努めている。
175	甲府刑	H24. 7. 24	職員が、被收容者に対して不適正処遇を行ったため、被收容者の人権に配慮し、不祥事案の再発防止に努めてもらいたい。	H24. 7. 24	所長指示を发出し、被收容者の人権に配慮した適正な処遇の徹底を図り、また不祥事防止研修を実施し再発防止を図った。
176	甲府刑	H24. 7. 24	常勤医師の未配置な状態が続いており、高齢化のため疾患を持つ被收容者への医療体制を整えて、早期診察・治療に努める配慮をしてもらいたい。	H24. 7. 24	常勤医師の募集活動を継続しながら、地域医療との綿密な関係の中で、適切な医療体制の維持に努めたい。
177	長野刑	H25. 3. 31	受刑者に対する刑務官職員の対応について、適切に配慮されたい。	未報告	引き続き、職員に対する人権意識高揚、職務能力向上のための研修等を実施していく。
178	長野刑	H25. 3. 31	受刑者の係については、適性によりながらも当番制、交代制にする等その運用方法を改善し、一部受刑者の既得権益とならないよう配慮願います。	未報告	配食係はもとより、受刑者の係選定については、個々の受刑者の行状、志向等を的確に把握して実施する必要があるため、これまでも、その選定に当たっては、慎重に実施してきたところである。今後とも、引き続き、適正な選定に努めるなど、御指摘の一部受刑者の既得権益とならないよう配慮していく。
179	長野刑	H25. 3. 31	冬期間の調整時に水で頭を洗うことは、是非とも改善していただきますよう要望します。	未報告	水に代えてお湯を使用した場合の予算上、職員配置上の問題等を踏まえつつ、調整の実施方法について検討を行うこととする。
180	長野刑	H25. 3. 31	私物下着の使用について、規律秩序の維持に支障が生ずる相当の蓋然性が認められない限り、使用を許可する方向で運用するよう要望します。	未報告	当所においては、下着の自弁は、指定業者からの購入に制限しているところであるが、この郵送差入等を認めることとした場合、異物混入等の検査に多大な業務負担が生じることとなり、下着のみならず、他の差入物品の速やかな交付が実施できなくなるおそれがある。また、この場合においては、規格や柄などが異なる多種多様な下着が差入れされることが予想され、使用が認められないことも少なからざるものと考えられ、そのような場合には、差入人に対し、一定の財産的負担が生じることからしても、現状の取扱いが相当と考えている。
181	長野刑	H25. 3. 31	洗濯に関する苦情が多く寄せられていますので洗濯槽の衛生に気をつけてください。	未報告	これまでも、定期的に洗濯槽の洗浄を実施するなど、衛生面での配慮を実施しているところであるが、その洗浄回数等が適切であるか検証を行うなどし、引き続き、衛生管理の徹底を図る。

182	静岡刑	H24. 7. 24	日用品購入の筆ペンについて、中字、細字、極細、カートリッジがあるが、用途により同時に所持したくても、一本しか買えないのはおかしい。 また、カートリッジについても同時に買えないのは不便である。	未報告	日用品の筆ペンの購入については、中字、細字、極細、カートリッジを同時に購入することができるようにした。
183	静岡刑	H25. 3. 31	職員人員について、3名の欠員が生じており、そのうち医師については募集中のことであるが、今後とも欠員補充の改善努力を続けられたい。	未報告	職員欠員分の補充については、今後とも採用（改善）努力を続けていく。
184	静岡刑	H25. 3. 31	委員会活動について、年間最低でも6回の委員会の実施が必要であるところ、今年度は6回の委員会が開催されたものであるが、平成25年度も同様に開催されるよう継続努力されたい。	未報告	平成25年度においても、年間6回の委員会を開催する。
185	静岡刑	H25. 3. 31	居室棟第2舎の耐震補強工事の早期実施につき要望したことで、早期着工に至ったものであるが、同工事が遅延しないよう努力されたい。	未報告	居室棟工事の実施については、遅延することのないように工事業者に対し、適切に指導監督等してきたい。
186	川越少刑	H24. 5. 25	新聞を購入しているが、手元に残したい記事がある場合は、申出により許可することはできないか。	H24. 7. 19	出願があれば、その必要性、実情を検討し、許可している。
187	川越少刑	H24. 9. 19	鏡の使用要件など細かな点において、「生活のしおり」の記載が不十分である。	H24. 11. 21	所内生活に関するすべて事項を「生活のしおり」に網羅し記載することは、現実問題として困難であるが、運用は統一的になるように配慮している。
188	川越少刑	H24. 9. 19	時間外の夕食（出廷等）後の食器について、通路に置いたまま、朝まで放置されていたので不衛生である。	H24. 11. 21	本件の取扱いが認められたため、衛生上の観点等を踏まえ、喫食後の食器等については、倉庫内に収納するよう取扱いを改善した。
189	川越少刑	H24. 11. 21	所内誌「はつかり」に掲載されている「刑事施設視察委員会のお知らせについて」の中の「提案書は、具体的に書いてください。抽象的であったり、漠然としている場合は、議論できません。」の文字を、アンダーラインまた、ゴシック文字などし、強調することはできないか検討願いたい。	H25. 1. 29	該当部分にアンダーラインを付すなどの対応を実施した。
190	川越少刑	H24. 11. 21	居室に掲示されている「地震発生時の心得」が現実性がないため書き換える等の措置を講じてほしい。	H25. 1. 29	現実にそぐわないと考えられることから内容を見直すなどの措置を講じた。
191	川越少刑	H24. 11. 21	職員から人格を否定されるような指導を受けた。	H25. 1. 29	人権の尊重の意識を高めるため、今後も職員全体に人権研修を実施してきたい。
192	川越少刑	H24. 11. 21	さいたま拘置支所において、共同室内で作業等をはかどらせるため、扇風機を設置することを検討してほしい。	H25. 1. 29	夏季の間、本所において移送前の被収容者の共同室内には扇風機を設置しているが、支所には設置しておらず、本支所間で差異が生じているため扇風機を設置を検討することとした。
193	川越少刑	H24. 11. 21	さいたま拘置支所において、単独室処遇を受けている者も、入浴日以外もシャワー入浴を実施しているか確認願いたい。	H25. 1. 29	支所においてもシャワー入浴を実施しており、シャワーの無い入浴場については、掛け湯を実施し、シャワー入浴に代えている。
194	川越少刑	H25. 1. 29	自己契約作業を行う制度があるが実施することは可能か。	H25. 3. 21	自己契約作業は余暇活動時間帯に行うことから、願出があれば、使用する器具や材料、製品の出し入れ方法、安定した作業量の確保等を勘案の上、可否を判断することとなる。
195	川越少刑	H25. 1. 29	本の購入について、売り切れの場合の告知が購入申込をしてから1か月以上経過してからなので、早めに告知してほしい。また、未購入分については購入限度冊数に数えず次回の本の購入時にその分の冊数を購入できるように検討してほしい。	H25. 3. 21	納品されない書籍等が多数あることに加え、他の書籍の交付手続をしなければならず、納品されない書籍の告知を同時にすることは事務処理上困難である。 書籍が納品されなかった場合は翌月の購入限度冊数に加算してほしいとの要望については、個別の取扱いを拡大すれば、事務量が増え、交付までに時間を要することになるので見送ることとした。
196	松本少刑	H25. 3. 15	異常な低温が続くような場合は、被収容者からの希望を踏まえ、今以上に衣類及び寝具を追加貸与できるように検討されたい。	未報告	衣類や毛布は、倉庫内に保管しており、必要に応じ、増貸与できる体制をとっている。
197	松本少刑	H25. 3. 15	暖房のない居室内においても手袋や耳あての使用を認めることを検討されたい。	未報告	室温、その他医療上の事情など、特に使用させる事情が認められた場合に貸与又は自弁により使用させる方針としている。
198	松本少刑	H25. 3. 15	居室内で結露が発生しないような対策を検討されたい。	未報告	結露は外気の冷たい空気が窓ガラスを介して室内の暖かい空気を冷やすことで発生する現象であるため、断熱性の高い窓にするなど多額の予算を要することから、施設限りでの対応は困難である。
199	松本少刑	H25. 3. 15	夏季におけるプール使用の再開を検討されたい。	未報告	疾病等の理由やプールを利用する者が減少傾向であったため、平成24年度夏季におけるプールの使用を見送ったものであるが、利用者の増加が見込まれるのであれば、前向きに再開を検討したい。
200	松本少刑	H25. 3. 15	社会復帰後の就業に資するため、取得できる資格の種類を増やしたり、通信教育等を受ける機会を拡大されたい。	未報告	各職業訓練に対応した各種資格を取得させるとともに、その他一般受刑者に対しても、危険物取扱者試験などの受験の機会を与え、推進している。 また、公費通信教育は4講座、私費通信講座については170講座を受講できる体制をとっており、通信教育等を受ける機会を十分に与えられている。
201	松本少刑	H25. 3. 15	外部通働作業は、社会復帰に向けた重要な制度であるため、協力企業を増やしたり、対象人数を増やす等の充実を図られたい。	未報告	本年3月11日から2名の受刑者を指定し、外部通働作業を開始したが、B指標刑務所としては初めてのケースであり、今後、社会復帰・改善更生への効果を検証しながら外部通働作業の充実を図ってきたい。
202	松本少刑	H25. 3. 15	飯田拘置支所及びその官舎は、耐震対策及び居住性などの点で不十分と思われるので、上級官庁に早急に改築の申入れをされたい。	未報告	同支所庁舎及び官舎の建替えについては、平成9年から財務省及び法務省等の上級官庁に毎年お願いしている。
203	松本少刑	H25. 3. 15	YB指標の刑務所には、多種多様な困難を抱えた被収容者が多数いることから、きめ細やかなケアが必要であるので、職員の増員が図られるよう上級機関に申入をされたい。	未報告	職員の増員については、上級官庁に伝達したい。
204	東京拘	H25. 3. 29	受刑者の衣服について、自分の衣類があるにもかかわらず、上下とも官衣を着させられている。私物の衣類の着用について検討されたい。	未報告	受刑者の上衣又は下衣について、法令上認められる特別な場合を除き、自弁の物の着用を認めることはできない。
205	東京拘	H25. 3. 29	昨年の意見書に対する回答書では、将来的に食事時間について延長を検討するとされていたが、検討されたか。検討したとすれば、その結果は。検討していないとすればいづろ検討する予定か。	未報告	現在、炊場工場等の工場就業者の食事時間は、少なくとも15分以上を確保させているところ、各居室棟に就業する衛生係については、少なくとも15分間は確保するよう改めて職員に指示する。
206	東京拘	H25. 3. 29	電子辞書について、昨年の意見書に対する回答書では、事業者と調整し今後購入の可否をその要件に従い判断するとのことであったが、自弁可能な対応が整ったか。その要件はいかなるものか。今年度購入申請がなされた例があるか。その場合どのような対応をしたか。	未報告	電子辞書については、比較的安価で、機能、仕様面については、保安上問題のない機種を選定するよう関係各部署で調整を行っているものの、現時点において、条件を満たす機種がなく、選定に至っていないため、購入希望のあった場合においても取り計らっていない。
207	東京拘	H25. 3. 29	パソコン関係の本の充実について検討されたい。	未報告	当所執行受刑者用として施設備付書籍については、図書室及び居室棟に置き、毎年更新整備を行っている。パソコン関係の書籍は、15種類程度保管しているところ、今後も引き続き整備したい。

208	東京拘	H25. 1. 29	血圧計を購入できるようにしてはどうか。血圧の自己管理のために、夜間においても血圧測定ができるように検討されたい。	H25. 2. 28	血圧計については、法務大臣訓令において、被収容者の購入、所持は認められていない。 なお、血圧測定については、入所時のほか、必要と認められた都度、行うことはもとより、6か月に1回の定期健康診断においても実施しており、高血圧症の被収容者については、医師の内服薬による治療と併せ、診察時等に血圧測定を実施し、当該被収容者の血圧の管理に努めている。
209	東京拘	H25. 3. 29	ボールペンを買おうとしても、カタログがないので、わかりづらい。カタログを見せるよう配慮されたい。また、ボールペンの単価が高すぎる。	未報告	カタログを見せる取扱いにしていないが、問い合わせがあれば、商品の特徴を教示するなどして説明している。 ボールペンの価格については、特に単価が高いとは考えていない。
210	東京拘	H25. 3. 29	レターセットの購入を一般に認めてはどうか。	未報告	レターセットは、入所後すぐに信書の発信ができるように配慮したもので、レターセット内のいずれの商品も単品で購入可能であるため、支障はないと思われる。
211	東京拘	H25. 3. 29	日本におけるラジオ放送の内容が施設の規律秩序を具体的に害する結果を生ずる恐れはなく、情報化社会となっている現代において、ラジオ(テレビも同様)を聞くことは市民の基本的権利である。 被収容者に、ラジオ番組を自由に選択する権利を保障すべきである。	未報告	ラジオ放送については、年に1回、被収容者に対してアンケート調査を実施しており、番組改編の参考としている。 ラジオ番組の自由選択については、規律秩序に与える影響を検討する必要があるが、少なくとも現状においては、施設設備上の点から困難である。
212	東京拘	H25. 3. 29	携帯ラジオの自弁について昨年の意見書に対する回答は、上級官庁に伝達するとのことであったが、その結果はどうであったか。	未報告	携帯ラジオの自弁については、現時点においても訓令上、認められていない。
213	東京拘	H24. 6. 14	便箋、封筒、大学ノート、蛍光ペン、付箋、ファイルの差入が認められていない。指定業者からの差入か自費購入はできるが、金銭的な負担がある。この程度のものの差入は職員のチェック業務にさしたる支障を来すとも思えないので、認めてほしい。表現の自由にもかかわる問題である。 蛍光ペン、付箋、ファイルについては、自費購入のみの取扱いとなっているが、せめて、指定業者からの差入を認めてほしい。この点については、業者に働きかけるとの回答であったが、どうなったか。	H24. 7. 19	指定業者の価格が高いと思われる場合は、その都度その旨申し入れている。当所の取扱いは、便箋、封筒、大学ノートは、差入業者からの差入は可能である。蛍光ペン、付箋、ファイルについては、自費購入のみの取扱いとなっているところ、指定業者からの差入を認めない文具については、指定業者に対し、自弁購入品と同等の物品については、認める用意がある旨申し向けを行っているが、現段階において、差入れの品目の増加や取扱いの負担等による採算面について、指定業者が検討しており、協議中となっている。
214	東京拘	H24. 9. 20	新聞の差入を認めてほしい。日刊紙の差入が認められているのだから、日刊紙の差入と同様に検査の負担にならないはずである。	H24. 11. 22	日刊紙の窓口差入れを認めた場合、書き込みの有無等を確認しなければならず、検閲業務が著しく煩雑となり、当所の管理運営上支障があることから、現時点では差入れを認めることは考えていない。
215	東京拘	H24. 11. 22	洗濯物を宅下げるために自弁購入した郵パックの箱や紙袋について、外部の差入の人から差し入れるものとして、再送付される。これがその都度、郵パックの箱や紙袋が廃棄されるのはもったいないので、再利用させてほしい。	H24. 11. 22	送付物に付随する外装物については、内部の送付物を送付するために用いる物品であり、当所で差入処理を行った時点でその目的を終えていることから、通常は廃棄処分としている。仮に、廃棄処分としない場合、現行法令上、同物品については、居室内で自弁使用を認める物品には該当しないため、差出人に引取りを求める取扱いとなり、いずれにしても、被収容者には交付されないため、再利用を認めることはできない。 当所は1日に数百件の送付物等を扱っており、それらの外装物を処分せずに保管することは、困難な状況にある。
216	東京拘	H25. 3. 29	弁護人からの資料を送ってきた際、実際に書類が手元に来るのに時間がかかる、早く入れてほしい。	未報告	当所において、被収容者あてに送付された書類等については、刑事収容施設法第44条の規定により、受付係において受領し、書信係に回付して、同係が開封した上で内容物を確認している。その後、書類については図書係に回付し、同係は不正物品の混入などの検査を実施し、検査終了後に当該被収容者に交付している。書類交付に際し、必要な諸手続きを行っていることから、交付までに数日間を要することを御理解願いたい。 なお、事情がある場合には、個別に判断して速やかに交付している。
217	東京拘	H24. 9. 20	居室からはほとんど外の景色が見えないという極めて非人道的な状況がある。窓から景色が見られるように居室棟ルーバーの角度をもっと工夫して調整してほしい。とりわけ死刑確定者にとっては、空を見たり、遠くを見たりして、四季の移ろいを感じることは切実な願いである。毎日の慰めでもあり、ぜひ改善してほしい。	H24. 11. 22	各階の各ルーバーごとの視界を確認し、採光、外気の確保に配慮しつつ、保安上の支障が生じない程度に一部角度調整を実施した。
218	東京拘	H25. 3. 29	近年の地震による揺れで、施設内鉄骨ナットが緩んでいる箇所があるのではないかと。腐乱の危険性さえある。	未報告	当施設は、震度7まで耐え得る構造となっている。現状において、鉄骨ナットが緩んでいる箇所があるとは考えていない。
219	東京拘	H24. 9. 20	全居室について鏡を設置してほしい。自殺、自傷の恐れのない鏡を設置すればいいはずである。	H24. 11. 22	自殺、自傷、暴行におよぶおそれが高い者を集中的に収容している居室棟の居室では、ひげそり時や必要と認める時に鏡を貸与することとしており、その他の居室にはすべて壁に鏡を設置している。 今後、自殺等に使用されるおそれのない鏡があれば検討したい。
220	東京拘	H25. 3. 29	全被収容者に腕時計、置時計の所持を認めてほしい。それができないのであれば、全居室に時計を配備してほしい。	未報告	大臣訓令において、腕時計は、自弁物品として使用を認められておらず、所持を認めることは困難であり、また、置時計は、第1種又は第2種の制限区分に指定された受刑者に限って、自弁物品として使用を認めることができることとなっているので、全ての被収容者を対象として置時計の自弁・所持を許可することはできない。
221	東京拘	H25. 1. 29	体調が悪化した際に、居室内の高い位置にある報知器を押すことができなかった。報知器を低い位置に設置してもらいたい。居室内にあるボックスや洗面台下の扉への設置が低コストでできるはずだ。	H25. 2. 28	居室の報知器の設置位置は、単独室では床面から約185.0センチメートル、共同室では床面から約160.5センチメートルであるが、体調不良で起き上がれない者又は身体に障害を抱えた者については、食器口から生活のしおり等を出すことで、報知器の変わりとするなど、個別に対応している。 なお、体調不良が著しい者については、病棟に収容しており、同棟は、ベッドに寝たまま報知器を押せる構造になっている。
222	東京拘	H25. 3. 29	下着以外の衣類も洗濯してほしいとの要望について、回答書は上級官庁に伝達するとのことであったが、その結果はどうだったか。	未報告	下着以外の衣類については、宅下げる相手がない場合や有料洗濯ができない場合など、特段の事情に配慮して個々に無料洗濯を実施しているところ、当所の収容人員、設備、業務量等を考慮すると、一律に無料で同衣類の洗濯を実施することは困難である。
223	東京拘	H25. 3. 29	入浴時間を20分、入浴回数を1年を通じて週3回とする要望について、回答書は、上級官庁に伝達するとのことであったが、その結果はどうであったか。	未報告	意見があったことについては、上級官庁に報告済みであるが運用の変更は指示されていない。少なくとも当所の実情にあっては、予算上、職員配置上の理由なども含めて、その実現は困難である。
224	東京拘	H25. 3. 29	冬季における受刑者の屋外運動場使用について、気温が低い場合、回答書は、受刑者の希望等を斟酌しながら検討するとのことであったが、検討結果はどうであったか。	未報告	受刑者の運動実施場所について、戸外か屋内かとの希望を聞いて実施した場合には、運動のグループ分けが混乱し、接触注意者と接触する結果となるなど規律秩序の維持に支障が生じるほか、その都度、職員配置を変更しなければ対応することができないこととなるため、受刑者の運動実施場所を希望に応じて、戸外か屋内とすることは困難である。 なお、処遇首席指示を発出し、冬季における戸外運動上の使用について、①日当りのいい場所である芝生への立ち入り禁止の解除、②ビニールシートを敷かせ、その上での交談を許可するなど、気温が低下した場合でも戸外での寒さによるストレスが軽減できるよう改めた。

225	東京拘	H25. 3. 29	受刑者及び死刑確定者は20分、未決拘禁者は15分の面会時間とされているが、短すぎる。 被収容者との面会を土日も実施してほしい。家族の多くは平日は勤務しており、勤労者であることを考慮してほしい。受刑者の面会に、職員が必ずしも、常に立ち会う必要はなく、現状でも工夫して改善してほしい。	未報告	一般面会について、当所では通常、受刑者は20分又は30分、未決拘禁者は15分としている。これは、面会の申出の状況、面会室の空き状況、過去の面会の申出実績その他の事情を総合的に勘案したものであるが、状況により30分の確保ができるよう努力したい。ただし、より長い面会時間が適当であると判断した場合には、現在でも、当該面会の面会時間の伸長を認めている。 また、土、日の面会を広く認めることは、当所の職員配置などから、極めて困難であるが、受刑者については、優遇区分に応じて、土曜日の面会を許可している。 なお、受刑者については、昨年1月から制限区分に応じて立会省略の対象を拡大している。
226	東京拘	H25. 3. 29	職員を増員して原則30分の面会時間を確保すること、休日面会の改善に関連して、職員の拡充を求めた点について、回答書は上級官庁に伝達するとのことであったが、その結果はどうであったか。	未報告	意見があったことについては、すでに上級官庁に報告済みであるが、面会時間を拡充できるほどの職員は措置されていない。
227	東京拘	H24. 7. 19	死刑確定者の親族以外の外部交通について、「5人枠」など決めておらず、人数制限はない、5人を超える事例もあるとの回答であったが、現実には、5人どころかかなり制限されている実態があるように見受けられる。「5人枠」も厳然として事実上存在する。「5人枠」があるなら、現在許可されている人を取り下げる、と申し出て認めてくれない。 死刑確定者の「心情安定」を理由に権利制限することは許されず、外部交通を大幅に拡大されたい。	H24. 9. 20	外部交通の相手方の人数については、個別に検討しており、「5人枠」という縛りは存在しない。また、個別に検討している以上、死刑確定者ごとに差異が生じるのは当然のことであり、5名を下回る者が出てくることにも御理解願いたい。 死刑確定者の親族以外の者との面会については、刑事収容施設法第120条第2項の規定に基づき行っているところ、「心情の安定」を権利制限要件とするようなことはしていない。
228	東京拘	H25. 3. 29	面会室での写真撮影は、被収容者の状況を把握し、立証する上で客観的かつ貴重な証拠である。それは、証拠保全としての弁護人の責務でもある。それを制限することは不当である。	未報告	面会室での写真撮影については、現在、国を被告とする複数の訴訟が継続しており、回答は差し控えたい。
229	東京拘	H25. 3. 29	弁護士と未決拘禁者との面会において、看守が覗き窓からしきりに面会室の中を覗いている。監獄法改正の際、面会の一時停止等の措置に関連して、たまたま見えたときに対応するというのが政府答弁であった。ところが、現状は、「たまたま」ではなく、始終意識的に見張っているのが実態である。これは秘密交通権の侵害である。覗き窓からの逐一の観察は直ちに中止されたい。	未報告	弁護士面会における観察窓からの視察については、意識的に逐一視察するようなことはしていない。
230	東京拘	H25. 3. 29	職員の拡充を図り、また信書検査の弾力的な運営を図るなどして、信書の発信制限を死刑確定者や未決拘禁者には1日2通、受刑者には月8通に緩和するよう改善を求めた点に関連して、回答書は、職員の拡充を上級官庁に伝達するとのことであったが、その結果はどうであったか。	未報告	意見があったことについては、すでに上級官庁に報告済みであるが、通数を緩和できるほどの職員は措置されていない。
231	東京拘	H25. 3. 29	手紙の字数制限について、7枚以内で600字以内という制限を緩和してほしい。	未報告	本件便せんの枚数及び字数の制限については、刑事収容施設法第130条等に基づき行っているところ、当所の信書検査能力に限界がある中で、信書の検査を円滑に行うための必要な制限であり、緩和する予定はない。
232	東京拘	H25. 3. 29	新法は信書検査の弾力的な運営を前提として規定されているが、実際には必ずしも弾力的な運営がなされているように見受けられない。新法の趣旨を受けて、もっと大胆な弾力的な運用を実施することが重要である。それによって職員の負担を大幅に軽減することができ、かつ信書の発受の改善を現状の職員態勢でも実現することができる。このような改善をぜひとも実現されたい。	未報告	信書の検査について、受刑者については、昨年1月から制限区分に応じて検査の省略の対象を拡大している。
233	東京拘	H25. 3. 29	弁護人との手紙の発受信については、制限がないとの回答であったので、そのとおり実行されたい。	未報告	未決拘禁者の弁護人との信書の発受については、発信申請の通数の制限は行っていない。
234	東京拘	H25. 3. 29	施設側の医療行為（検査、インフォームドコンセント等）の必要性の判断においても、「社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上の措置を講ずる」べきである。訴えに対して適切な判断、迅速な対応、診察、説明、処置を講ずるべきである。	未報告	刑務官等が確認した被収容者の主訴についてはすべて医師に報告し、同報告を受けた医師が医療行為の必要性を判断しており、適切な対応がなされているものと考えている。 なお、医療行為を実施した際の病状等の説明についても、医師から被収容者に対して適切に行っている。
235	東京拘	H25. 3. 29	「准看護師が主訴や病状等を確認した上、医療従事者として確実に医師に報告し、医師が診察の要否を判断している。」とのことであるが、例外なく報告されているのか。その報告は、書面でなされているのか。	未報告	准看護師が被収容者から聴取した主訴に関しては、口頭にて、遺漏なく医師に報告を行っている。
236	東京拘	H25. 3. 29	医療の連続性を保つべく、情報関係を整備するべきである。入出所の時の情報の引継ぎができていない。	未報告	傷病を有することが判明しているものが入所する場合は、入所前、可能な限り移送元施設から診療情報を取り寄せ、入所後の診療に支障が生じないように努めている。 また、移送時については、移送先施設への診療情報の引継ぎを行っており、出所時においても、出所後、引き続き診療の必要性があると認められ、被収容者からの申出があった場合に紹介状を交付しているが、今後も被収容者の健康保持に支障が生じないように、綿密な診療情報の引継ぎを継続していきたい。
237	東京拘	H25. 3. 29	外部医療機関への搬送に関して理解、参加してもらえよう、「医療に関する協議会」を活性化すべきである。	未報告	医療に関する協議会については、昨年11月9日に実施したが、今後についても、同協議会を実施する予定である。
238	東京拘	H25. 3. 29	医師の増員を実現されたい。歯科診療は、申し込んでから4か月以上かかるという実態があるようだが、歯科医師を増員して改善してほしい。	未報告	再診の場合において、歯科診療を申し込んでから4か月以上掛かっている者がいるが、いずれも緊急に治療を要するものではないことから、初診の者から優先的に治療を行っている実情にある。 なお、初診の場合、平成25年2月現在における診療申込から実施に至るまでの日数は、概ね2か月位であり、定員の観点からも、歯科医師の増員は予定していない。
239	東京拘	H25. 3. 29	自己決定権の担保、セカンドオピニオンの担保のために、必要な医療へのアクセス権を確保すべきである。 指名医その他外部の病院の受診について、柔軟に対応してほしい。健康保険の適用がないことが大きな問題であるが、自費診療の拡大に協力してほしい。 医療は国費でまかなうという発想について、見直すべき時にきているのではないか。医療における普遍性、権利性は矯正医療でも必ず確保されるべきである。	未報告	必要な医療については、刑事施設内で提供しているほか、施設内で対応困難な症状については、外部医療機関へ診療を依頼しているところ、被収容者が自ら指名する医師の診療を受ける行為については、刑事収容施設法第63条「指名医による診療」に定められており、被収容者から、指名医による診療に係る出願がなされた場合は、個々の実情を勘案し、その可否について、法令に基づき適切に判断している。
240	東京拘	H25. 3. 29	人間らしい処遇という点では、被収容者間の交流を認める共同処遇が死刑確定者の「心情安定」に資し、大切である。	未報告	刑事収容施設法第36条第3項の規定の趣旨に基づき運用したい。

241	東京拘	H25. 3. 29	死刑執行の告知は、執行の1週間前になされるべきである。死刑確定者の「心情の安定」をその権利を制限する理由としてはならない。	未報告	心情に対する配慮だけではなく、確実な刑執行の観点からも、現在の取扱いを変更する予定はない。
242	東京拘	H25. 3. 29	死刑確定者に対し、テレビの生放送を視聴してほしい。「心情の安定」を理由に権利制限することは許されないはずであるし、職員がチェックする必要もない。	H24. 11. 22	死刑確定者がテレビを視聴できる権利があるとまでは考えておらず、これを許さないことが「心情の安定」を理由とした権利制限に当たるとも考えていない。
243	東京拘	H24. 9. 20	再審打合せのための弁護士等の面会時間について、30分を1時間に延長してほしいと要望したところ、「一律30分としている運用はない。1時間以上もある。」との回答であったが、実際はかなり制約されている実態が見受けられる。より柔軟な対応を求めたい。再審請求は死刑確定者の権利であり、妨害や嫌がらせは許されない。	H24. 11. 22	当該面会の面会時間については、職員の配置状況や面会の申出件数などの実情を勘案して、適正に対応している。 なお、当該面会の面会時間を要望に応じるまま伸長した場合には、一般面会の時間の短縮、弁護人面会の待ち時間の伸長などに影響があるおそれが高いことを御理解願いたい。
244	東京拘	H25. 3. 29	懲罰審査会の運営について、懲罰対象者の弁明に対する審査会の応答がない。審査会の見解を述べてから、決定を言渡すべきではないか。	未報告	反則行為容疑者の弁解や意見は、供述調書作成時に聴取した上、弁解書又は補佐人を通じて十分に聴取している。 懲罰審査対象者が容疑事実を否認した場合など、必要に応じ、委員長から当該者に対し、参考人の調書や関係職員の報告書等の証拠に基づき、当該容疑事実の存否を判断する旨を告知しており、この意味において、審査会の見解を述べてから、決定を言い渡している。
245	東京拘	H25. 3. 29	職員に「A棟1番」といった番号表示の名札を付けてほしいとの要望に対して、回答書では「勤務配置から職員を特定することは可能である。」としている。早急に実施されたい。	未報告	職員の特定のためということであれば、勤務配置を確認すれば足りるので、名札の着用は不要であるという趣旨で回答したものであり、現時点において、各職員に名札を着用させる予定はない。
246	東京拘	H25. 3. 29	被収容者の処遇改善や職員の勤務条件の改善の具体的な計画を立案し、必要な職員の増員案と予算額を明らかにし、上級庁と協議すべきである。回答書は、「職員の増員について、上級官庁に伝達したい。」とあるが、上級庁と協議したか。協議したとすれば、その結果は如何。	未報告	意見があったことについては、上級官庁に報告した。矯正局においては、諸般の事情を踏まえ、増員要求等を行っているものと承知している。
247	東京拘	H25. 3. 29	提案箱に投函する際に、願せんによる願出をなくして、自由に投函できる環境にしてほしい。 現在投函箱が2つしかないというのは少なすぎる。例えば、浴場の脱衣場に設置するなどして、提案箱を増やしてほしい。	未報告	現状の取扱いとして、提案箱への投函に際し、願せんを提出させているのは、投函の意思表示を明確にし、投函洩れなどのトラブル防止を目的としているものであり、願せんを提出させることをもって、自由な投函を制限しているものではない。 多数の居室棟に、多数の被収容者を収容している当所の実情を鑑みれば、投函の公平性を担保しつつ、現行の方法を大きく変更することは困難であるが、何らかの増設策を検討したい。
248	立川拘	H25. 3. 19	視察委員数について、立川拘置所の規模で4名は少なく、視察委員会として充実した活動をするためには、最低6名に増員すべきである。行刑に詳しい大学教員などを候補としていただきたい。	未報告	視察委員の増員については、当所限りでは対応できない事項であり、意見があったことについては、上級官庁に伝達したい。
249	立川拘	H25. 3. 19	平成23年12月、意見提案箱が所内の投函しやすい場所14か所に設置され、意見提案書の投函方法についても改善されたところであるが、今後も、意見提案書用紙を全員に配布するなどの周知策を講じていただきたい。	未報告	意見提案書用紙を被収容者全員に配布した場合、秘密保持の観点から封筒を交付する必要があるところ、居室検査等に当たっては、封筒内は触手検査のみで対応することとなり、物品不正隠匿や不正連絡等の防止に支障があることから、現時点において意見提案用紙を被収容者全員に配布することは困難であるものの、引き続き、意見提案書の投函方法について、被収容者に対する周知を図ることとする。
250	立川拘	H25. 3. 19	委員会では被収容者が提出した意見提案書の中から、施設において検討が必要と思われる事項について、施設側に随時要望書を提出しているところ、被収容者の個別の問題としてではなく、一般的な処遇方法についての改善を要望するものであり、被収容者の生の声が反映されるものであることから、実施可能な事項については、順次実現させていただきたい。	未報告	委員会から提出された被収容者の意見提案に関する要望書について、改善が望ましいと思考される事項は改善を講じているところであり、引き続き、委員会から提出される要望事項のうち改善が望ましいと思考される事項については、施設運営に反映させることとする。
251	立川拘	H25. 3. 19	被収容者の自殺防止対策について、過去の自殺事例に鑑み、再発防止に全力を挙げられたい。 一般論として、高齢者がうつ病にかかり、自殺念慮にかられることがあると言われているが、刑務所などで被収容者の高齢化が進んでいると報道されており、万全の対策を講じていただきたい。	未報告	高齢者に限らず、入所時の情報、心情把握のための面接、日常の動静及び外部交通の情報等から、自殺のおそれが認められる被収容者については、その程度に合わせて、精神科医師の診察、テレビ視察、要注者への指定など対策を講じて、引き続き自殺の防止を図ることとする。
252	立川拘	H25. 3. 19	平成24年度の被収容者との面接においては、職員の処遇態度は概ね好評であり、特に問題となる事例は見当たらなかった。しかし、被収容者の態度に問題のある場合もあるが、一部で乱暴な言葉遣いの職員がいるとの訴えもあるので、引き続き職員に対する人権教育を徹底願いたい。	未報告	全職員を対象とした人権研修を実施するとともに、特に若年職員を対象とした処遇技法の研修等により、被収容者に対する適切な言葉遣いを含め、引き続き、徹底した人権教育を実施することとする。
253	立川拘	H25. 3. 19	信書は、被収容者にとって重要な外部との交通手段であり、その発受の制限は処遇に必要な範囲に限られるべきであるところ、全国の刑事収容施設における外部交通の制限に対する不満は根強いものがある。 立川拘置所では、平成24年度は法令に則った処理が行われていたが、今後とも、過剰な制限にならないように細心の注意を払っていただきたい。	未報告	被収容者の信書の発受については、原則的に認められるものであり、法に規定される場合についてのみ、禁止等の措置を採ることができることから、過剰な制限にならないよう、引き続き、適正な運用を図ることとする。
254	立川拘	H25. 3. 19	慢性的な職員不足とはいえ、職員の不足は身体の疲弊と処遇レベルの低下を招き、事故の危険が増加する。職員との面接において、有給休暇が十分に取れず、疲労が回復しないとの訴えもあったので、職員の増員について、上級庁に伝達し、実現させていただきたい。	未報告	職員の増員については、当所限りでは対応できない事項であり、意見があったことについては、上級官庁に伝達したい。
255	富山刑	H25. 2. 25	受刑者の死亡事案について、再度の検証を求める。	H25. 4. 22	検証済みであるため、再検証することは考えていない。
256	富山刑	H25. 2. 25	郵送・窓口差入れの日用品範囲をタオル以外にも拡大するように求めているところ、同差入れが認められるようになったことを歓迎する。今後は、更なる差入れ範囲の拡大についても検討されたい。	H25. 4. 22	日用品の郵送・窓口差入れについては、タオル及びハンカチを認めているところ、他の日用品についても継続的に検討する。
257	金沢刑	H25. 3. 18	被収容者が移送される場合には、本人の申告のみならず家族あるいは通所していた病院等から被収容者に対する病歴を入手できるようにシステムの構築を検討願いたい。	H25. 3. 29	留置施設から移送される被収容者の投薬状況等の引継ぎについては、事前に診察、診療、投薬等の情報収集に当たっているところ、さらに、当該留置施設からの移送者に限らず、必要に応じて外部の医療機関に病名や投薬状況等の診察情報の提供を受けることとする。
258	金沢刑	H25. 3. 18	薬を服用する際、レンジに水と錠剤を含ませて服用させているが、服用するまでに相当の時間を要しており、朝の工場の出室の際に支度する時間が短いとの意見があるため、服用方法を改善願いたい。	H25. 3. 29	現行の工場就業者が、朝食後にレンジを使用して薬を服用する方法については、余裕のある出室準備時間を確保する観点から廃止する方向で検討する。
259	金沢刑	H25. 3. 18	所内で購入できる自弁物品について、従来と同種の品目であるにもかかわらず、その購入価格が2倍から7倍にまで高騰しているとの苦情が寄せられており、当該物品価格の見直しを検討するよう上級官庁への申し入れをお願いしたい。	H25. 3. 29	上級官庁に対して低価格化を希望する旨の意見を述べていく。
260	金沢刑	H25. 3. 18	若年職員との意見交換会を行ったところ、居室棟には職員用の暖房機が設置されておらず、特に夜間勤務においては大変であるとの意見があるため、職員用の暖房機を居室棟にも設置し、職員の労働環境の改善に努められるよう要望する。	H25. 3. 29	一人の職員で複数のフロアを兼務するため、職員の目が届かない箇所や石油ファンヒーター等の火気を使用することは防災上、危険であり、また、スチームなどの暖房設備には多大な予算を必要とするため、現状では居室棟の暖房は困難である。

261	金沢刑	H25. 3. 18	刑務所での勤務は精神的ストレスの多い職場であり、受刑者に対する人権侵害の発生を防止するためにも適切な休暇を得ること、また適切な休暇の取得が可能となるような人員配置となるよう職員の増員を要望する。	H25. 3. 29	職員の増員は、当所では決定できない事項であることから、意見の趣旨を上級官庁に伝えることとする。
262	金沢刑	H25. 3. 18	優遇区分を第2類、第3類に指定された受刑者を対象とする集会について、高齢者や歯の悪い受刑者も食べることができるよう菓子の種類を増やすよう改善願いたい。	H25. 3. 29	毎月の給食献立委員会において、過去の選定商品も踏まえてバラエティーに富むように品目を選定し、実際に試食をして歯の悪い被収容者の喫食に支障がないかなどについても検討している。
263	福井刑	H25. 2. 12	評価項目を適切に評価して、優遇措置が適正に行われるようにしてほしい。また、評価に際しては、可及的に客観的に判断してほしい。	H25. 2. 26	評価基準表に基づき、複数の職員で評価するなどして客観性が担保されよう配慮しており、引き続き適正に実施していきたい。
264	福井刑	H25. 2. 12	親族等以外の者との面会（裁量面会）について、適切な運用がなされるようにされたい。	H25. 2. 26	裁量面会については、面会要件等を個別に確認し、弾力的に許可を判断しており、今後も、引き続き適切な運用を図りたい。
265	福井刑	H25. 2. 12	面会を不許可とした場合には、その理由を告知するようにされたい。	H25. 2. 26	不許可としたときは、その理由を告知している。
266	福井刑	H25. 2. 12	今後とも引き続き充実した医療体制を構築するとともに、精神障害者の施設内における処遇、医療の独立性の確保、適切な医療の実施などの問題についても検討されたい。	H25. 2. 26	前医務課長が、引き続き非常勤医師として勤務しており、必要な医療体制は維持できている実情にある。 なお、精神障害者については、当所医師の診断を踏まえて投薬や専門医の診察を行っており、医療の独立性の確保や適切な医療の実施についても、医務課と関係各課（部門）が医療情報を共有するとともに、外部医療関係機関との間で「医療に関する協議会」を開催して良好な関係を維持するなどして、医療体制の充実に努めている。
267	福井刑	H25. 2. 12	薬品の種類によっては、自弁購入に問題がないものも含まれていると考えられるので、訓令の改定が可能か上級官庁に意見を求められたい。	H25. 2. 26	医薬品及び医薬部外品については、治療に必要があると認められれば、医師から処方される取扱いとなっているが、必要があれば、上級官庁に意見具申ししていきたい。
268	福井刑	H25. 2. 12	起床時間前の読書について、単独室では許可が可能か否か検討されたい。	H25. 2. 26	就寝時間中に読書させることは、施設の管理運営上、支障があることに加え、共同室と単独室で異なった取扱いとなるため、処遇上も適当ではないと考えている。
269	福井刑	H25. 2. 12	教育的処遇日に行われる教育用DVDについて、他施設での実施内容も調査して充実を図られたい。	H25. 2. 26	現在、覚醒剤、アルコール依存症等を主体とした教育教材（DVD、VTR等）を放映しているところ、本年1月からは、新たに毎月1回、第2水曜日の教育的処遇日に技術者等の懸命な努力を題材としたNHKプロフェッショナルを放映することとしたが、引き続き他施設の実施内容も参考にして充実を図りたい。
270	福井刑	H25. 2. 12	居室の壁の湿気がひどく布団が湿るので、布団乾燥機の数を増やすか、除湿機を設置するなどの措置が可能か検討されたい。	H25. 2. 26	布団は、定期的に天日干し又は布団乾燥機で乾燥しているほか、畳干しも随時実施しているが、天候や乾燥機の能力の問題もあり、大幅に回数を増加することは困難な状況にある。また、今後、布団乾燥機や除湿機の数も検討するが、予算措置が伴うことから、早期の実現は困難である。
271	福井刑	H25. 2. 12	ソフトボール大会の復活や、大縄跳び大会を実施できないか検討されたい。	H25. 2. 26	本年度は、春季に運動会、秋季にソフトボール大会、冬季に卓球・輪投げ大会の3大会を実施したが、夏季については、過去、練習中に熱中症となる者がいたため、スポーツ行事等の懸命な努力を題材とした。今後、実施時期を見直しして、可能であれば年4回実施することとした。
272	福井刑	H25. 2. 12	シチューやぜんざいのメニューのときにスプーンをつけてほしいとの意見があったので、適切に対処されたい。	H25. 2. 26	本年1月から、全被収容者に対して、レンジ（居室用）及びスプーン（工場用）を個人貸与することとした。
273	福井刑	H25. 2. 12	塩分の取り過ぎに配慮して、醤油、ソースを各部屋や食堂に備え付けられないとすることであるが、各自の嗜好の問題であり、被収容者への指導・教育で対処できないか検討されたい。	H25. 2. 26	施設としては、被収容者の健康管理上、塩分の取り過ぎに留意する必要があること、また、現在、献立に応じ、適宜、ソース、ドレッシング等の小袋を配布していることから、醤油やソースを備え付けることは不要と考えている。
274	福井刑	H25. 2. 12	引き続き施設の措置について、丁寧な説明を通して被収容者の信頼を高めるよう努められたい。	H25. 2. 26	引き続き丁寧な説明を心掛けたい。
275	福井刑	H25. 2. 12	今後とも職員の研修を質量ともに充実させ、被収容者の人間性を尊重するように接せられたい。	H25. 2. 26	引き続き職員研修の充実に努めたい。
276	福井刑	H25. 2. 12	被収容者に広く改善指導プログラムが実践されるようにしてほしい。	H25. 2. 26	引き続き改善指導の充実に努めたい。
277	福井刑	H25. 2. 12	職業訓練が被収容者や社会のニーズにあったものになっているかについても十分検討し、円滑に社会復帰できるよう一層改革に取り組まれることを期待する。	H25. 2. 26	平成25年度から、新たな職業訓練種目として、パソコンの基本的な技術を付与する「ビジネススキル科」を開始する予定であり、引き続き職業訓練の充実に努めたい。
278	福井刑	H25. 2. 12	今後とも関係各機関とも連携し、より一層就労支援が充実されるよう希望する。	H25. 2. 26	引き続き関係機関とも連携し、就労支援の充実に努めたい。
279	福井刑	H25. 2. 12	出所後の生活の目的が立つような作業報奨金が支給されれば、更生意欲も増すものと思われるので、作業報奨金の増額を提言したい。	H25. 2. 26	作業報奨金の単価は、法令等で定められており、施設独自で増額することは困難である。
280	福井刑	H25. 2. 12	職員の職場環境の改善に向け、より一層の施策を実施されたい。	H25. 2. 26	引き続き職員の職場環境の改善に努めたい。
281	岐阜刑	H25. 3. 25	受刑者と知人友人との面会を許すか否かの判断基準を明確にされたい。	H25. 4. 23	受刑者と友人知人との面会を許可する判断基準として、その者との交友関係の維持その他面会を必要とする事情があり、面会させることにより、「規律秩序への害」や「矯正処遇の適切な実施への支障」のおそれがないと認められる必要がある。 また、「交友関係の維持」とは、社会内において継続して交際し、その交際が受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に資する健全で、良好な交友関係があると認められるものであり、面会の必要性があると判断できなければ面会を許可していない。
282	岐阜刑	H25. 3. 25	物品販売業者が提供する物品に対する不満が寄せられているので、施設において、物品の不備を調査し、不備が存する場合には、その改善法を本省に連絡するなど対処をされたい。	H25. 4. 23	売店を経営している物品販売業者の社員が、賞味期限が切れている食品がないかどうか全品検査を実施し、賞味期限が切れた食品があれば、納入業者に交換させているほか、賞味期限内に食品を配布している。 また、日用品、文具類、衣料品について、不良品の申出があれば、現品を引き上げ、確認の上、明らかに不良品と認められれば、直ちに新しい物品と交換している。 以上のことから、物品販売業者の責任において、直ちに物品の交換等の是正措置をとっているため、本省に対し改善を求めることまでは考えていない。
283	岐阜刑	H25. 3. 25	優遇区分第3類から第2類に進むのに、他施設と比較して遅いとの指摘があるので、事実とすればその理由を明らかにされたい。また、他施設との比較を明らかにして、その理由を検討するとともに、格差があれば改善されたい。	H25. 4. 23	優遇区分については、職員が、6か月間（4月から9月まで又は10月から3月まで）、受刑者の日常生活等の態度、賞罰の状況、作業への取組状況、各種指導への取組状況、資格の取得状況を評価してその点数の合計により、指定されるものであるが、このことは、あくまでも個々の受刑者に対する評価の結果を反映したものであり、他のLB指標施設に比べても特に遅いという事実もない。

284	岐阜刑	H25. 3. 25	手袋の使用につき、医療上の理由に限り使用許可とされているが、衣類の着用によって防寒するのと同様に、防寒目的の手袋の使用を許可するのが原則である。また、手袋を許可し使用するまでの期間がかかると、症状が悪化する事態が憂慮されるので、改善されたい。	H25. 4. 23	手袋は、施設所在地の気候、身体状況、保健衛生の状況などについて個々具体的な事情や症状等を考慮した上、個別に許否を判断するものであることから、衣類の着用と同様の理由をもって、原則許可するような物品ではない。また、手袋の使用が遅れることによって、更なる症状の悪化が懸念されると判断した場合には、医師が薬を処方するほか、本人から自弃物品として購入の申請があれば、迅速に使用できるように配慮している。
285	笠松刑	H25. 3. 23	民間委託業務の拡大に伴い、「食事の内容が悪くなった。」などの声が前年に続いて多かった。食事に関しては、栄養士の関与の下、適切な食事内容が維持されており、主観的な側面がある。	H25. 3. 28	献立は、毎月、栄養価等を考慮し、管理栄養士が作成し、給食委員会の審議を経て決定している。また、被収容者からの要望等については、アンケートを実施して、献立を作成する際の参考にしている。
286	笠松刑	H25. 3. 23	民間委託業務の拡大に伴い、「物品の値段が高くなった。」などの声が前年に続いて多かった。物品の値段に関しては、全国一律の値段を提供することであり、一施設のみで対応できるものではないようであるが、受刑者の購入を妨げないよう配慮されたい。	H25. 3. 28	購入物品については、法務省一括入札に伴う業者において価格が設定されているが、価格設定について、意見があったことは、上級官庁へ伝達することとした。
287	笠松刑	H25. 3. 23	職員の増員及び職員の労働環境の整備を検討されたい。	H25. 3. 28	職員定員の増員については、当所限りで対応できない事項であり、引き続き、上級官庁に要望したい。 また、引き続き職場環境の整備に努めることとした。
288	笠松刑	H25. 3. 23	受刑者の診療待ちの問題について配慮されたい。	H25. 3. 28	平成25年度は、予算措置の増額に伴い、非常勤医師等による診察時間等を増加させた。 施設においては、引き続き、受診希望者の症状等の情報収集に努め、更なる業務の合理化を図ることで、速やかな対応ができるよう診療体制の充実に努めることとした。
289	名古屋刑	H24. 9. 5	医務診察の順番待ちについて、コンピューター管理をするなどして不公平がないようにできないか。	H24. 10. 17	単に順番の公平性という観点をもって行っているのではなく、診察の順番は緊急性を優先して実施している。
290	名古屋刑	H25. 3. 15	被収容者の納得を得、無用な誤解や不信感を解消することと思われる。できるだけ言葉ではなく書面で、実務を進めることを検討していただきたい。	未報告	被収容者の処遇上必要な事項については、全体放送や書面の掲示をもって周知を図っているところ、今後も被収容者が十分に理解できるよう告知を行っていく。
291	名古屋刑	H25. 3. 15	診察待ちの不満が多く見られるため、各科に適正な医師数を確保して診察することを希望する。	未報告	医師の確保については、予算上の問題など当所限りでは対応が困難な事情もあるが、今後も努力を継続していきたい。
292	名古屋刑	H25. 3. 15	職員不足、特に医師・看護師不足は深刻であり、今後の重要課題として、適切な対応を要望する。	未報告	予算上の問題等当所限りでは対応が困難な事情もあるが、今後も上級官庁へ働き掛けていきたい。
293	名古屋刑	H25. 3. 15	生活保護を要する者や病院への早期通院が必要と認められる者の出所時の保護等を充実させる観点で、みよし市役所等の関係機関との連携を強化していくことを要望する。	未報告	今後も当所と外部機関との連携強化に努めていきたい。
294	名古屋刑	H25. 3. 15	刑務所内でのスタッフの連携強化への適切な対応を要望する。	未報告	今後も当所各課部門相互の連携の強化に努めていきたい。
295	名古屋刑	H25. 3. 15	職員の言葉遣いに対する適切な対応を要望する。	未報告	職員の言葉遣いについては、被収容者の人権等に配慮した上で適正な業務遂行をすべく、研修を実施するなどして職員への指導を継続する。
296	名古屋刑	H25. 3. 15	職員の熱中症対策の強化への適切な対応を要望する。	未報告	職員の熱中症対策については、昨年度の運用における課題を検討し、本年度の運用に生かしたい。
297	名古屋刑	H25. 3. 15	工場の老朽化への適切な対応を要望する。	未報告	補修を行うなどして安全管理に努めつつ、今後も上級官庁に働き掛けを継続していきたい。
298	名古屋刑	H25. 3. 15	豊橋刑務支所について、実効的な適正教育の実施や刑務作業の確保が可能となるように、一定の収容人員を確保して集団生活ができる環境を要望する。	未報告	予算上の問題等、当所限りでは対応が困難な事情があるが、今後も上級官庁に働き掛けていきたい。
299	名古屋刑	H25. 3. 15	豊橋刑務支所の保護室への空調設備の設置及び安全管理対策を十分に施すことを要望する。	未報告	予算上の問題等、当所限りでは対応が困難な事情があるが、今後も上級官庁に働き掛けていきたい。
300	名古屋刑	H25. 3. 15	岡崎拘置支所の改築の早期実現を要望する。また、改築プランの概要が作成される際には、当委員会及び愛知県弁護士会に開示されることを要望する。	未報告	昨年度と同様、上級官庁に対して全体改築等を含めて継続して要望をしていきたい。また、建築プランの開示については、警備上の問題も考えられるため、一般公開の是非について上級官庁と協議する必要があるものとする。
301	名古屋刑	H25. 3. 15	矯正処遇と再犯防止への今後一層の取組と対応を望みたい。	未報告	今後一層の取組と対応をしていきたい。
302	三重刑	H25. 3. 31	職業訓練の受講資格について、明確な基準を設けるとともに、受講できない場合には、その理由について被収容者へ告知することを徹底されたい。	未報告	受講資格については、基準が定められており、その選定に当たっては、処遇審査会に付議して可否を決定し、公平性を担保している。また、選定結果については、確実に告知するよう徹底する。
303	三重刑	H25. 3. 31	職業訓練の種目の増加について検討されたい。	未報告	現在の3種目に加え、パソコンの初歩的な技術を取得させるための職業訓練の開設に伴う予算の上申を行った。今後も引き続き、職業訓練の種目の増設等による職業訓練の充実にについて検討していきたい。
304	三重刑	H25. 3. 31	自弃物品の価格見直しの改善について検討されたい。	未報告	自弃物品販売事業会社においても、各刑事施設からの情報により、現行よりも低価格の品物に変更することを検討しているということである。
305	三重刑	H25. 3. 31	ナイロンタオルの使用を全被収容者に拡大されたい。	未報告	ナイロンタオルについては、第2類以上の優遇区分に指定されている受刑者に対して使用を認めることとしていたが、引き続き、使用を認める対象者を拡大するよう検討していきたい。
306	三重刑	H25. 3. 31	被収容者、特に受刑者間での上下関係の根絶について尽力されたい。	未報告	特定の被収容者に仕事を押し付けていることが判明した場合には、厳正に対処することとしており、居室内での食事の準備、食器の洗浄、トイレ清掃等について順転で正当番、副当番に実施させ、被収容者間における上下関係を作らせないよう努めている。
307	三重刑	H25. 3. 31	被収容者間でのいじめ行為（特に運動時）の防止について尽力されたい。	未報告	ソフトボールや綱引き等において、勝敗にこだわりすぎるといじめにつながる可能性が生じるため、あくまでレクリエーションとして取り組むよう指導し、いじめと思われるような行動をさせないよう注意する。
308	三重刑	H25. 3. 31	通信教育講座の増加について検討されたい。	未報告	公費による講座数は平成21年度から2種類増やし、公費、私費共に就職に直結する講座の実施に努めているところであり、今後も通信講座の拡充に努めていく。

309	三重刑	H25. 3. 31	被収容者の急病等の緊急時の医療体制（特に外部搬送）の強化について検討された。	未報告	今後も引き続き、地域の医療機関との協議を重ね、連携をより一層強化し、速やかに医療機関に搬送することとしたい。
310	三重刑	H25. 3. 31	施設の職員に対するインフルエンザ等の予防接種を徹底されたい。	未報告	職員には、無料で予防接種を受ける機会を設けるとともに、積極的に予防接種を受けるよう繰り返し指導する予定である。 なお、予防接種の一部補助などの予算措置については、施設限りで対応できない事項であり、意見のあったことについて、上級官庁に伝達することとする。
311	三重刑	H25. 3. 31	職員に対するメンタルケアの充実（定期的な専門家の診察等）を検討されたい。	未報告	メンタルヘルスに係る相談窓口の伝達、広報用パンフレットの配布、掲示等により、無料相談窓口を有効活用できる環境作りに配慮する。
312	三重刑	H25. 3. 31	職員の被収容者に対する言動に気を配るとともに、職員に対する更なる人権教育及び研修等を徹底されたい。	未報告	平成24年度は、「言葉遣いについて」をテーマとした職員研修を実施したが、平成25年度においても、人権研修の実施を計画する予定である。
313	三重刑	H25. 3. 31	面接希望者の面接においては、面接前に視察委員会にその内容を伝えられるような体制を構築されたい。	未報告	面接希望者が事前にその内容を記した封書を視察委員会に提出する方法を継続していきたい。
314	名古屋拘	H25. 3. 8	筆記具等が変更され、不便になった。	H25. 3. 28	政府の事業仕分けにより、一昨年からその取扱業者が矯正協会からエームサービスに変更になったため、販売物品が大幅に変更された。当所としては、被収容者の要望等を同社に伝えていく。
315	名古屋拘	H25. 3. 8	他の拘置所に比べて被収容者のわがままを受け入れ、薬の要望等を取り入れすぎている。	H25. 3. 28	この件について、被収容者の感じ方はそれぞれであるが、当所における被収容者に投与する薬剤の処方、医師の診断に基づき、当該被収容者の既往や訴える症状に対し、適正に行っている。
316	名古屋拘	H25. 3. 8	雑誌、購入品・お菓子等の対象を広げてほしい。	H25. 3. 28	被収容者の物品販売は、エームサービスが行っているため、同社が取扱困難な品物もある。当所としては、被収容者の要望等を同社に伝えていく。
317	名古屋拘	H25. 3. 8	挨拶しても職員が挨拶してくれない。	H25. 3. 28	被収容者との私語は、禁止されており、業務上必要以上の会話はしないため、そのように感じられるものと考えている。
318	名古屋拘	H25. 3. 8	入浴時間を正味で確保してほしい。担当者によっては、時間が短く、不公平である。	H25. 3. 28	当所における入浴時間は、一律に15分間としている。これは、被収容者が全裸になった後、浴槽前に立った時点で計測を開始しており、入浴後の着替えの時間は含めていないことから、いわゆる正味時間として15分間を確保している。
319	名古屋拘	H25. 3. 8	内縁関係者との面会を認めてほしい。	H25. 3. 28	移送前の受刑者の内縁配偶者の認定については、慎重かつ綿密な調査を要するところ当所での収容期間が短期間で身分確認ができない場合は内妻として面会できないことになる。 ただし、調査できないことを理由に一律に内縁配偶者を認めない理由とするのは不適当であるため、余罪受刑者等であって、今後も当所で長期収容されることが見込まれるなどの事情が認められる者や当所で刑期終了日を迎えることとなる者に限っては、内縁配偶者の認定に係る調査を実施している。
320	名古屋拘	H25. 3. 8	内容証明郵便で発送できるようにしてほしい。	H25. 3. 28	内容証明郵便については近隣の郵便局で取り扱っていないため、同郵便を取り扱っている郵便局まで職員が官用車で赴き、手続をする必要がある。 また、同郵便発送時において、納付金額が誤っていたり、内容に誤りがあると、その都度職員が郵便局を往復することになり、限られた職員数の中でこれを行うことは通常業務に支障が生じることになる。そのため、その必要性を検討した上で、内容証明郵便の取扱いを行っている。
321	名古屋拘	H25. 3. 8	未決拘禁者にも作業させてほしい。	H25. 3. 28	未決拘禁者については、収容期間が短期間である者が多く、作業量の確保という点で見通しが立たないため、自己契約作業を許すのは難しいのが現状である。
322	名古屋拘	H25. 3. 8	死刑確定者に対する処遇が厳しくなった（目的外使用が厳しくなった。所持品等の検査方法が厳しくなった。）。	H25. 3. 28	死刑確定者の処遇については、昨年頃から法令に基づく適正化を図っているため、一部、厳しいと感じるようになっていたものと思われるが、必要以上の制限を加えているものではない。
323	名古屋拘	H25. 3. 8	体調不良の場合の対応が不十分である（担当医師、外部医師の診療等）。	H25. 3. 28	被収容者が体調不良を訴えて診察を申し出た場合には、開庁日であれば医務課に連絡し、速やかに医師による診察を実施し、必要な医療措置を講じることとなる。 休日や夜間については、勤務職員から報告を受けた監督当直者が、自宅待機している看護師等に被収容者の状況を伝え、必要な指示を受け、応急の対応をとることになり、その際、被収容者の状態等を確認し、緊急を要すると判断した場合には、監督当直者の判断でちゅうちょなく救急搬送をしている。
324	名古屋拘	H25. 3. 8	外部の専門医師に適宜・適切に対応できる体制の構築を希望する。	H25. 3. 28	被収容者が病気に罹患したことで専門的治療が必要となった場合において、当所では対応が困難と判断されたときは、外部の専門病院に被収容者を連行して専門医師による診察、検査及び医療措置を講じてもらうことになり、入院治療が必要と判断された場合には、被収容者を病院移送することとなる。
325	名古屋拘	H25. 3. 8	入浴と接見の調整をしてほしい（近く入浴のため出室が見込まれても、まだ在室している場合には、弁護人との接見を優先させてほしい。）。	H25. 3. 28	接見対象者が居室に在室していれば、調整を図った上で接見を優先することになるが、入浴準備等で居室に在室していなければ、入浴終了後に接見することとなる。 なお、連行職員が接見の申出を受けた被収容者の居室に赴いた際、入浴等で不在の場合は「面会の申出あり。還室次第面会係に連絡願います。」と表示し、還室次第、接見のための連れ出しを行うよう周知した。



326	名古屋拘	H25. 3. 8	職員の態度が威圧的、場当たり的等の不満がある。	H25. 3. 28	職員は、被收容者との対応に当たり毅然とした態度を取るため、威圧的であると思われるかもしれない。どのような指示等が場当たり的であるかは、質問の内容からは分からないが、このような疑義を持たれないよう職員の指導は行っていく。
327	名古屋拘	H25. 3. 8	シーツ等を汚した場合の洗濯を適宜認めてほしい。	H25. 3. 28	職員は、汚損等の状況を見た上で、必要であると判断した場合は、特別に洗濯を認めるなど柔軟に対応している。
328	滋賀刑	H24. 7. 23	共同室における長机の使用について、受刑者に刑務所側の意向が正しく伝わっていないと思われるので善処されたい。	H24. 8. 9	受刑者に対して担当職員を通じて、希望者には小机を使用させる旨告知した。
329	滋賀刑	H24. 8. 20	夜間の扇風機の使用基準の温度を下げて欲しいとの訴えがあった。基準温度を下げられないか検討されたい。	H24. 11. 15	本年8月23日付けで、使用許可温度を30度から28度に変更した。
330	滋賀刑	H24. 8. 20	受刑者の取得できる資格を拡大できないか、とりわけ、危険物取扱者(乙種1類～3類、)	H24. 11. 15	平成25年度から危険物取扱者第1類～3類、5類、6類の拡大について検討する。
331	滋賀刑	H24. 10. 9	刑務官の被收容者に対する態度について、自分の性的個性について揶揄されたとの訴えなどがあり、このような問題の根絶のため、適切な対応を求める。	H24. 11. 15	平成24年10月の職員研修において、不要な有形力の行使や言葉遣いなど、適正な職務執行のあり方について研修を実施しており、継続して実施する。
332	滋賀刑	H25. 1. 31	被收容者の視察委員への面接申込みが視察委員に伝えられずしばらくの間、面接ができない事態が生じたため、今後、このようなことが発生しないため万全の対策を執られたい。	H25. 3. 14	平成25年1月に内規を定めて「視察委員会あて面接願い回付簿」を設け、確実に視察委員会事務局へ回付されるように改めた。
333	滋賀刑	H25. 1. 31	刑務官の目を盗んで、不正な配食が行われているとのことなので、監視を強められたい。	H25. 3. 14	立会職員に対し、配食係の死角にならない適正な位置で立ち会うよう指示、指導し、不正配食の防止に努めている。
334	滋賀刑	H25. 1. 31	面会時間を15分に制限されるとの意見が寄せられている。被收容者からこのような苦情が出ないよう対処されたい。	H25. 3. 14	面会時間は30分を下回らない範囲で実施している。ただ、面会受付が集中する時間帯があり、面会時間30分の確保が困難な時間帯もあることから、面会申込者に周知するためその旨を面会待合室に掲示した。
335	滋賀刑	H25. 1. 31	高齢者に柔らかい菓子の購入をさせて欲しいとの要望があったので対処を検討されたい。	H25. 3. 14	若年者層から高齢者層にわたっての嗜好を一層考慮する。
336	京都刑	H25. 3. 31	ナイロンタオルの使用は衛生面での効果も大きく、節水対策にもなると考えられることから、第2類以上に限定することなく、受刑者全体で使用できる割合をもっと高めるようにされたい。	未報告	ナイロンタオルの使用については、当所としては、優遇措置として第2類以上の者に使用させているところ、他施設との均衡等も踏まえ、検討して参りたい。
337	京都刑	H25. 3. 31	集団行進について、一般社会常識からすると、必要以上の規制のように受け取れるところがあり、もう少し緩やかな形での行進ができるように努めてもらいたい。	未報告	従前から、一般社会から軍隊的と思われるような行進とならないように指導を進めているが、今後も奇異と見られることのないように、集団管理上、必要な範囲内で実施する。
338	京都刑	H25. 3. 31	情報処理科職業訓練については、受講定員が7名というのはあまりに少なすぎる。速やかに定員の大幅な拡充をするよう努めてもらいたい。	未報告	教室面積が講師を入れて8名分しか確保できない状況にあるが、レイアウトを変更するなど、定員の拡充に向けて努めていきたい。
339	京都刑	H25. 3. 31	認定通信教育講座については、できるだけその内容や受講できる資格等を明示して、受刑者の受講意欲＝社会復帰に向けた意欲を涵養させる方向で努力するようにされたい。	未報告	文部科学省認定社会通信教育講座の案内について、工場食堂内に掲示するよう作成中である。
340	京都刑	H25. 3. 31	居室内の壁や天井のカビ、クモの巣や虫の死骸については、衛生上や健康保持の観点から、できるだけ速やかにきちんとした清掃がなされるように努められたい。	未報告	受刑者からの申出によるのみならず、衛生上や健康保持の観点から適宜清掃を実施しているものであるが、当該箇所が認められ次第、速やかに清掃を行うこととする。
341	京都刑	H25. 3. 31	水性ボールペンは使い勝手がよく、一般社会でも広く使用されていることから、その使用について、前向きに検討されたい。	未報告	水性ボールペンについては、民間業者が取り扱う全国統一物品の中には相応の商品がなく、引き続き要望したいと考えている。
342	京都刑	H25. 3. 31	色鉛筆の単品購入について、民間業者が取り扱う全国統一物品として単品での取扱がないが、施設として、単品での取扱いを要望していきたいとの回答であったが、その要望が実現されたかどうかにつき回答されたい。	未報告	現時点での、民間業者が取り扱う全国統一物品での単品商品の取扱いがなく、引き続き要望したいと考えている。
343	京都刑	H25. 3. 31	爪切りについて、錆びが生じているとの指摘があった場合には、衛生面から、切れ味の減退ではなく、錆びの除去を優先して処理するように努められたい。	未報告	衛生保持の観点から、消毒液を用いて消毒を行っており、消毒後において、専用の布巾等を用いて水気を取って、錆の発生防止に努める。
344	大阪刑	H25. 3. 19	全裸検査の全廃的廃止を可及的速やかに実施されたい。	H25. 4. 19	制限区分第二種受刑者について、裸体での検査からパンツを着用した状態での検査方法に改善済みであり、今後は、同二種受刑者数を増やすことで全裸検査対象者を減らすよう努める。
345	大阪刑	H25. 3. 19	矯正医官と他機関の医療関係者の交流を充実させるなどし、近隣の病院との医療協力を強化していただきたい。	H25. 4. 19	今後も刑事施設の医療に関する協議会を定期的に開催するとともに、外部の医療機関関係者に所内を視察していただくよう努め、矯正医官と同関係者との頻繁な交流を図りたい。
346	大阪刑	H25. 3. 19	I Tを活用した矯正医療を充実していただきたい。	H25. 4. 19	当所独自の判断で実施できる制度ではないことから、上級官庁に意見提出があったことを報告する。
347	大阪刑	H25. 3. 19	腎臓食に変更する際は説明責任を十分に果たしていただきたい。	H25. 4. 19	腎臓食給与の開始に当たっては、実施に際しての猶予期間を設定するとともに、その必要性を繰り返し説明・告知していることから、医療上の説明責任を十分に果たしていると思料するが、今後も誤解等が生じることのないようより詳細な説明を行うよう努める。
348	大阪刑	H25. 3. 19	懲罰審査会において、補佐人は必ず反則容疑者の面前で意見を陳述していただきたい。	H25. 4. 19	懲罰審査会の補佐人は、関係法令等の規定に則り、必要に応じて反則容疑者の面前で意見を述べていることから、今後も同様に適正な運用に努める。
349	大阪刑	H25. 3. 19	施設職員用の「提案箱のようなもの」を設置していただきたい。	H25. 4. 19	既に職員用提案箱は支所を含め設置しており、投函された意見書を誠実に処理することで施設運営の改善等を図っていることに加え、上級官庁にも相談・提言窓口が設置されていることから、新たな設置はせず、特筆すべき意見書があった場合には、委員会宛て情報提供したい。

350	大阪刑	H25. 3. 19	管下拘置支所における被收容者の生命・安全に係る危機管理を適正に実施していただきたい。	H25. 4. 19	機能的かつ効率的な業務遂行をするため執務環境等を見直し、また、職員同士が率直に意見交換できる風通しの良い職場の構築を図るとともに、本支所一体となった組織運営を推進し、被收容者の生命等を危険にさらすことのない強固な矯正運営基盤を確立するよう努める。
351	大阪刑	H25. 3. 19	処遇や接遇の改善のために人権研修を定期的に開催していただきたい。	H25. 4. 19	本年度も引き続き言葉遣いや人権に係る研修及びスポット研修を継続するとともに、外部講師を招へいするなどして人権研修の機会を設けたい。
352	大阪医刑	H25. 3. 25	医療刑務所の患者被收容者に一律に仮釈放が認められないという現状の改善に向けた方策を上級庁とも協議の上講じられたい。	未報告	今後も、法令に基づき適切な運用に努めたい。
353	大阪医刑	H25. 3. 25	患者が有意義な日々を送れるよう工夫されたい。	未報告	クリスマス会の実施や園芸を通じた自己啓発指導、重症指定患者等を対象としたボランティアによる心情把握のための面接など幅広く実施しており、今後も処遇の充実に努めていきたい。
354	大阪医刑	H25. 3. 25	処遇上支障のない限り患者の居室にもテレビを設置されたい。	未報告	終末期医療を受けている休養患者の居室にはテレビを設置済みである。これに加え、他の休養患者の居室にもテレビを設置することは予算上困難であるため、録画したテレビ番組を居室外の指定場所において視聴する機会を別途与えている。
355	大阪医刑	H25. 3. 25	職員は被收容者に対してぞんざいな言葉遣いや対応をしないよう心掛けるようにされたい。	未報告	今後も引き続き、被收容者への言葉遣いを含め、被收容者の人権に配慮したより適切な処遇が実施できるよう職員研修等を通して努めていきたい。
356	大阪医刑	H25. 3. 25	搬送後間もない時点で死亡事例が散見されることに鑑み、より早期の医療刑務所への搬送あるいは外部への入院が可能となるような方策を上級庁と協議の上講じられたい。	未報告	今後も引き続き、上級庁と協議の上、早期受送及び必要に応じ病院移送の実施に努めていきたい。
357	大阪医刑	H25. 3. 25	酸素配管及びギャッジベッドの増設に努められたい。	未報告	今後も上級官庁に予算要求を行うなど、増設に努めたい。
358	大阪医刑	H25. 3. 25	義歯、ブリッジ、クラウン等の歯科治療材料による治療ができる体制を整えられたい。	未報告	クラウン治療等の歯科治療先を開拓すべく近隣の専門医に協力を求めているが、協力先を確保できなかった。引き続き協力病院の開拓に努めたい。
359	大阪医刑	H25. 3. 25	空調の整備に努められたい。特に、夏期の扇風機については、医療上支障がない限り予算の許す範囲で病室にも設置されたい。他方、冬期の暖房については、病室ごとに設置することが困難ならば、廊下に置くストーブ（温風ヒーター）の数を大幅に増やし、各病室の温度が上がるようにされたい。	未報告	夏季の扇風機、冬季のストーブの各病室への設置は予算上困難であるが、冬季のストーブの廊下への増設については、検討することとしたい。
360	大阪医刑	H25. 3. 25	懲罰として閉居罰を科す場合に、その執行猶予の可能性を検討されたい。	未報告	懲罰の全部若しくは一部の執行の免除については、法第156条第1項に規定されており、今後とも適正な運用に努めたい。
361	大阪医刑	H25. 3. 25	懲罰手続を丁寧に進めるよう心掛けられたい。	未報告	懲罰手続については、法令に基づき、受刑者にあつてはその者の改善更生に及ぼす影響等を考慮しているところであり、今後とも適正な運用に努めたい。
362	大阪医刑	H25. 3. 25	職員の過酷な労働条件が改善されるよう法務省に強く求められたい。	未報告	当所限りで対応できない事項であり、意見があつたことは上級官庁に伝達したい。
363	大阪医刑	H25. 3. 25	医師・看護師を含む職員の増員を法務省に強く求められたい。またその一環として、医師の兼業許可の拡充を国に対して求めるよう施設として検討されたい。	未報告	当所限りで対応できない事項であり、意見があつたことは上級官庁に伝達したい。
364	大阪医刑	H25. 3. 25	施設内での各種ハラスメント対応に必要な制度設計を行うとともに、刑務官のみならず職員全体に対しても研修等を積極的に実施し、発生の抑止に努められたい。	未報告	今後も引き続き、執務環境の向上に努めるとともに、職員研修等を通して各種ハラスメントの防止に努めていきたい。
365	大阪医刑	H25. 3. 25	受刑者の処遇や職員の勤務体制の変更など、施設運用上の変更がある場合には、引き続き速やかに本委員会に説明されたい。また、処遇上の様々な取組や工夫についても、適宜、本委員会に説明されたい。	未報告	被收容者処遇に係る各種行事の開催、処遇内容の変更、施設運営上の変更等について、適宜説明するよう引き続き取り組みたい。
366	大阪医刑	H25. 3. 25	意見・提案書の用紙及び封筒を個々の被收容者に複数部渡しておくようにされたい。また、それが施設管理上困難であれば、所定の用紙以外でも意見・提案書の投函は可能であることを被收容者に対し周知されたい。	未報告	当該用紙や封筒を利用した反則行為（密書の隠匿等）を誘発し、管理運営上支障を生じるおそれがあることから現状の取扱いの変更は困難である。また、意見・提案書の書式については、所定の用紙を使用しない場合であっても、受理している。
367	大阪医刑	H25. 3. 25	患者が意見・提案書（私物の用紙を利用したものも含む。）を投函しやすい環境を整備するための一環として、提案箱の設置箇所を再検討されたい。	未報告	居室外に持ち出した意見・提案書の用紙を他の被收容者との不正連絡の手段として使用したり、歩行困難な被收容者が提出をちゅうちょしたりするおそれが生じるため、現状の取扱いの変更は困難である。
368	大阪医刑	H25. 3. 25	提案箱に備え付ける意見・提案書を本委員会で改訂したものにされたい。	未報告	意見・提案書は「刑事施設視察委員会に対する協力について（通達）」の別紙様式に定められており、施設独自に様式の変更はできないものの、意見があつたことについては上級官庁に伝達したい。
369	大阪医刑	H25. 3. 25	職員や医師、看護師による視察委員会への誤解や偏見が生じぬよう施設として尽力されたい。	未報告	意見を踏まえ、今後とも職員への周知に努めたい。
370	大阪医刑	H25. 3. 25	施設側として、現時点で取り組むべき重要課題ないし改善すべき重要事項と位置づけている事項は何か（課題）、それらの課題にどのように対処していこうとしているのか（対応策）、それらの課題につき各年度未だにどこまで解決するつもりなのか（年度未達の達成目標）について、本委員会に文書で提示されたい。	未報告	意見に沿った回答をしたい。
371	神戸刑	H25. 3. 29	弁護士会の調査にはできる限り協力するべきである。	H25. 4. 11	弁護士会の人権擁護委員会による人権救済申立事件の調査については、これまで可能な限り協力してきている。今後も可能な限り誠実に対応したい。
372	神戸刑	H25. 3. 29	職員の大幅な増員を要望する。	H25. 4. 11	上級官庁に職員増員を伝達したい。
373	神戸刑	H25. 3. 29	外部交通について、より制限的でない運用になるよう改善を求める。	H25. 4. 11	受刑者の外部交通については、法令の規定の通り、その可否を判断しており、今後も同様に運用する。
374	神戸刑	H25. 3. 29	職員に対する人権教育を充実させ、実効あるものにするよう、より一層の努力・工夫をお願いしたい。	H25. 4. 11	人権教育については、職員研修等の機会等を通じ、注意喚起しているところであり、引き続き、その手続等にも意を配しながら積極的に実施していきたい。

375	神戸刑	H25. 3. 29	懲罰審査会を開催するに当たり、補佐人が被収容者から話を聞く際、十分な弁明の機会を与えるようにしていただきたい。	H25. 4. 11	該当被収容者に弁解書を提出させたり、懲罰審査会席上で弁解を行える機会を設けている。今後とも引き続き補佐人が被収容者から十分弁解の趣旨を聴取するとともに、積極的に懲罰審査会への参加を促すなどして、十分な弁解等を行うための働き掛けを強化していきたい。
376	神戸刑	H25. 3. 29	被収容者の食事について、さらに工夫していただきたい。	H25. 4. 11	昨年、一部の寮舎で計量秤を導入し、試行的に均等な配膳方法を試みたものの、反対に配膳に時間が掛かるなどのデメリットも発生し、苦慮しているところではあるが、さらに、配膳時間の効率化に努めていきたい。
377	神戸刑	H25. 3. 29	提案箱に投函しやすくする方法も検討されたい。	H25. 4. 11	意見書等を投函する「提案箱」について、意見を提出しやすい場所に提案箱を配置し、その投函方法についても、入所時の教育及び居室備え付けの所内生活心得にも記載し、周知に十全を期しているところであるが、引き続き現状を見据えながら、更なる徹底を期するための具体策を検討していきたい。
378	神戸刑	H25. 3. 29	精神的疾患を有する被収容者に対する対応の仕方について、職員に対する研修等の学習を充実させることを要望する。	H25. 4. 11	精神疾患を有する被収容者に対し、必要な診察やカウンセリング等を実施しており、また、精神疾患を有する被収容者の処遇については、職員研修等を通じ、周知徹底を図っているところであり、今後とも更に継続・強化していきたい。
379	神戸刑	H25. 3. 29	職員のメンタルヘルスについては格別の配慮をされたい。また、現場職員から意見や提案をしやすくするために、施設内での無記名アンケートの実施や職員向けの提案箱等の設置等も検討されたい。	H25. 4. 11	執務環境改善プロジェクトを立ち上げ、執務環境のおお一層の改善を図っていくこととしている。また、現状、職員が意見を投書できるよう、庁舎1階廊下に、投函箱を設けており、投函された意見等を踏まえ、施設運営の改善に資することとしている。
380	加古川刑	H25. 3. 28	これまでのように、視察委員会に対して広く情報公開を行い、発生した事件については速やかに報告することを要望する。	未報告	今後も、電話等により速やかに報告をすることとしたい。
381	加古川刑	H25. 3. 28	外部の人権団体からの見学や意見交換に対しては積極的に応じる姿勢を堅持いただくことを要望する。	未報告	今後も、外部の人権団体からの見学や意見交換に対しては積極的に応じることとしたい。
382	加古川刑	H25. 3. 28	被収容者に対する言動について、常に自らを省みる姿勢で望むと共に、一部の被収容者に対して馴れ合いと見られかねない言動を慎むよう、職員に対する教育を一層充実することを要望する。	未報告	被収容者に対し、厳正かつ公正に対処するよう、より一層職員研修やミーティング等の機会を利用して注意喚起していきたい。
383	加古川刑	H25. 3. 28	提案箱の付近に、被収容者が意見書を書きやすいように意見書用紙と筆記用具を切れないように補充することを要望する。	未報告	定期的に確認をし、適宜補充することとする。
384	加古川刑	H25. 3. 28	規則や許可事項の審査基準の改定は、被収容者が不利益を被ることのないよう事前に十分な説明をし、周知徹底させるよう要望する。	未報告	各居室に備え付けてある「ガイドブック」をより一層活用するとともに、工場担当による口頭での告知等も積極的に行い、周知徹底を図りたい。
385	加古川刑	H25. 3. 28	被収容者の病歴及び正確な病状把握に努め出所の際に紹介状を持たせるなどの配慮を願う。また、適正な処遇を実施することを目的とするために被収容者身分帳の添付物の中に病歴に関する書類を包含するよう要望する。	未報告	訓令に定められた診療情報の提供方法にのっとり適正に対処したい。また、病歴については、病状連絡票の記載内容を見直し、適切な引継ぎを行うこととしたい。
386	加古川刑	H25. 3. 28	外部医療機関を受診した場合を含め、病状や治療方針を医師から分りやすく直接本人に説明することを原則とし、また診断書の交付を希望するものには対応するよう要望する。	未報告	現状においても、可能な限りの説明に努めている。また、診断書の交付については、その必要性に応じ、適切に対処したい。
387	加古川刑	H25. 3. 28	他の刑事施設では使用許可されているナイロンタオルの使用について、是非検討を願う。	未報告	ナイロンタオルについては、その材質等から保安上の問題が大きいと考えることから使用を許可していないが、今後も使用の可否について検討したい。
388	加古川刑	H25. 3. 28	自弁購入物品の品目及び価格について、需要の実態に合致した供給となるよう、上級庁に改善要望を伝えていただきたい。	未報告	施設限りでは対応できないため、意見があったことを上級官庁に伝達したい。
389	加古川刑	H25. 3. 28	禁錮刑で刑務作業を希望しない者に対しても行事に参加できるようにするなどの処遇を図れるよう要望する。	未報告	法令の範囲内において、禁錮受刑者についても懲役受刑者と分離しない処遇を行うよう努めたい。
390	加古川刑	H25. 3. 28	職員の勤務環境やメンタルヘル스에配慮し、特に年休取得率を上げるために職員を増員し、より良い執務環境を整えることにより、被収容者の処遇の向上に繋がるよう要望する。	未報告	職員の増員については、引き続き上級官庁に要望していきたい。年次休暇の計画的な取得を図り、リフレッシュを推進できるよう努力していく。
391	播磨七	H25. 3. 13	特化ユニットに収容されている被収容者について、事故等が生じないように、精神障害等に関する専門家等を利用するなどして、その心情や動静の把握に努めていただきたい。 また、職員において、精神障害等に関する知識等を深める機会等の充実化もお願いしたい。	H25. 3. 21	特化ユニット対象受刑者については、担当職員による月1回以上の定期面接、調査専門官等によるカウンセリング等を実施するなど、心情の把握に努めており、また、収容寮舎棟の巡回頻度を増して、動静の把握に努めている。 職員に対しては、研修を実施し、精神障害等に関する知識を深める機会を持っているところ、更に内容を充実していく。
392	播磨七	H25. 3. 13	被収容者からの意見提案書の投稿数が、年々減少傾向にあり、その原因、理由の解消等について、協力されたい。	H25. 3. 21	各委員の適切な助言を得て、当センターの運営に反映され、徐々に処遇の充実につながってきたものと解される。
393	播磨七	H25. 3. 13	テレビの視聴チャンネルについて、解決には困難な問題を含むようであるが、引き続き、地上波の視聴が可能となるように上級官庁への働きかけ等をお願いしたい。	H25. 3. 21	テレビ視聴チャンネルについては、一部地上波の録画番組を視聴させているところ、民間事業者との調整を進め、地上波を視聴させるべく検討する。
394	姫路少刑	H25. 2. 18	職員の労働条件については、上級庁と協議の上、改善に向けた一層の努力をされたい。	未報告	職員配置の合理化、年次休暇の取得促進等に努めるとともに、増員については、上級官庁に伝達することとしたい。
395	奈良少刑	H25. 3. 30	治療が不十分であり、薬を出してもらえないなどの申出があり、丁寧な診察を要望する。	未報告	体調不良者等は、准看護師等が確認した上で、適宜、的確に医師が診察しており、医師の指示に基づき薬剤の処方を行っている。
396	奈良少刑	H25. 3. 30	喘息の受刑者が吸入器を携帯できないので、対応を検討されたい。	未報告	吸入器のメブチンエアーについては、重篤な副作用があり、使用頻度を6時間空ける必要があることから、携帯許可をしていない。
397	奈良少刑	H25. 3. 30	防寒対策のひとつとして、冬季の仮就寝を復活させることを検討されたい。	未報告	平成24年12月1日から平成25年4月1日までの間、就業日は夕食終了後から、免業日は朝食終了後から、布団を敷いて横臥することを許可している。
398	奈良少刑	H25. 3. 30	特定実習場のみパンツを脱いで検身するのはやめてほしいとの申出があり、事実であればこのような人権侵害は根絶すること。	未報告	当該実習場において、不正物品をパンツの裏に隠して居室に持ち込もうとした事案があったことから、平成23年9月29日から平成24年3月末日までの間、パンツを膝までずらせる方法で確認することとした。

399	奈良少刑	H25. 3. 30	集会に出す菓子類の量を増やしてほしいとの申出があり、改善を求める。	未報告	通達に基づき、菓子類は500円に近い金額で購入品目を定めている。
400	奈良少刑	H25. 3. 30	パンを出す日を増やしてほしいとの申出があり、改善を求める。	未報告	通達に基づき、パン食は月6回給与している。
401	奈良少刑	H25. 3. 30	内掃工場の受刑者が炊事工場の残飯を食べているという申出があり、事実関係の調査を求める。	未報告	確認したが、申出に係る事実は認められなかった。
402	奈良少刑	H25. 3. 30	矯正指導日の処遇内容が変更された理由が正しく伝わっていないので、丁寧な説明に心掛けること。	未報告	工場ごとに、再度、矯正指導日の意義等について、周知徹底を図った。また、その際、質疑応答も行い、さらには、今後、疑問が生じた場合は教示願いを提出するよう指導した。
403	奈良少刑	H25. 3. 30	矯正指導日の処遇内容について、魅力的なカリキュラムを実現されたい。	未報告	VTR放映プログラムの内容を、知識や教養を身に付けるものだけでなく、多方面・他分野に及ぶ内容のものへと変更している。今後、更に矯正指導日の趣旨に基づき、系統的かつ段階的に一般改善指導の指導項目が達成できるよう内容の充実に努めたい。
404	奈良少刑	H25. 3. 30	居室の本棚に娯楽本を置くことを禁止したことに対する不満の申出があり、無用な規制は再検討されたい。	未報告	整理棚は強度が弱いので、多数の書籍を収納することに適さないことから、職業訓練関係や資格取得のための書籍のみを収納させ、それ以外の娯楽本については、キャリアバッグや机の中に保管させている。
405	奈良少刑	H25. 3. 30	自弁の書籍の表紙に許可書などを添付しないでほしいとの申出があり、添付場所を検討されたい。	未報告	許可書などの閲覧票は、表紙の次のページに貼付しているが、文字記載箇所を避けており、また、のり付けも右上部のみであり、閲覧票をはがしたとしても書籍を大きく損傷することにはならない。
406	奈良少刑	H25. 3. 30	ノートの種類の増加や布製の筆箱、付箋を購入してほしいとの申出があり、処遇上、問題とならないので、購入できるよう検討されたい。	未報告	付箋は、訴訟等の必要が認められる場合には、自弁を許可することもあるが、それ以外は許可はしない。今後、ノート及び筆箱の種類の増加については検討する。
407	奈良少刑	H25. 3. 30	職員の暴言や理不尽な行動に対する申出が後を絶たないので、人権を尊重することの本質を学ぶことを求める。	未報告	被収容者に対する適正な注意指導については、常日頃から注意を喚起して職員の人権意識の向上に努めているが、今後とも継続していく。
408	京都拘	H25. 3. 25	単独室の視察口を下にも全居室に設けること。	未報告	平成24年12月6日に全単独室に設置済である。
409	京都拘	H25. 3. 25	被収容者の悩みに寄り添う処遇ができるような体制を整えること。	未報告	長期求刑・判決がなされたなどの被収容者には、主任等が職権面接を実施して、心情把握、精神安定を図っているところ、未決については、カウンセラーが未設置なので、対応には限界がある。
410	京都拘	H25. 3. 25	職員の給与の増額、勤務時間の短縮、職員の増員等を法務省に要請すること。	未報告	上級機関に機会あるごとに要求していきたい。
411	京都拘	H25. 3. 25	被収容者の人権尊重と刑務官の業務とが両立できるようにするための研修、学習会等を行うこと。	未報告	今後においても、人権研修等を年研修計画に入れ、充実させていきたい。
412	京都拘	H25. 3. 25	職員の公私両面でのカウンセリング制度を設けること。	未報告	職員の相談助言指導を定期・臨時にシステムとして行っているもので、これが更に有効に実施できるよう努めたい。
413	大阪拘	H25. 3. 25	委員2～3名の増員を検討されたい。	H25. 3. 29	施設限りで対応できない事項であり、意見があったことを上級官庁に伝達したい。
414	大阪拘	H24. 8. 30	運動入室時の告知放送において、「衣体検査」という言葉を用いているが、「遺体」を連想させるため、改善するよう求める。	H24. 10. 25	「衣体」を「身体、着衣」に変更して実施している。
415	大阪拘	H25. 3. 25	所内で日常使用している用語等について、被収容者が理解困難な用語等がないか点検してみることも必要である。	H25. 3. 29	当所で日常使用している用語等について、被収容者が理解困難な用語等がないか引き続き確認し、改善を要する用語等があった場合には適宜改善することとした。
416	大阪拘	H25. 3. 25	運動設備が狭小なことが気になったが、改善は困難なのか。	H25. 3. 29	現状においては、運動設備を拡充することは物理的に困難である。
417	大阪拘	H25. 3. 25	歯科診察について、明確な受診、治療の基準を策定し、被収容者に周知することを検討されたい。	H25. 3. 29	歯科診察については、診察時に治療可能な範囲を告知していたが、更に、医療部待合室にも同範囲を掲示した。
418	大阪拘	H25. 3. 25	死刑確定者の再審請求に係る弁護人面会について、運用基準を客観化し、明示及び開示されるよう求めたい。	H25. 3. 29	死刑確定者の再審請求に係る弁護人面会については、極めて当該被収容者の個別の事由によるところが大きく、運用基準を客観化し、明示及び開示することは困難である。
419	大阪拘	H25. 3. 25	職員の言動について、不適切さを指摘する意見もあることから、特定職員が同じ被収容者に接する時間が長くなることを避けるため担当職員の適切な頻度の配置換が実施されるべきと思われる。	H25. 3. 29	各種職務研究会を通じて、職員の人権意識の向上に努めているが、今後も職員研修の充実、監督者による指導を通じ、引き続き人権意識の向上に努めたい。また、職員配置については、適切な頻度で配置換を実施している。
420	神戸拘	H24. 6. 14	執務時間外の弁護人面会の時間を拡大することを検討されたい。	H24. 8. 30	平成19年5月25日付け法務省補成第3246号「夜間及び休日の未決拘禁者と弁護人等との面会等の取扱いについて」に基づき実施している。
421	神戸拘	H24. 6. 14	一般面会の時間は、なるべく30分間を確保するよう、人的、物的に充実されたい。	H24. 8. 30 H25. 3. 7	職員配置等を見直した結果、現状はほぼ30分間確保できている。
422	神戸拘	H24. 6. 14	信書の検査をするにあたっては、通信の秘密が憲法上の基本的人権であることに配慮しつつ、今後も、適切な運用をされたい。	H24. 8. 30	刑事収容施設法第127条及び第135条等に基づき、適切に実施している。
423	神戸拘	H24. 11. 15	被収容者から意見書の投函や面接の希望があった場合には、速やかに視察委員に連絡されたい。	H24. 11. 15	意見書の投函や面接希望者を把握した場合は、速やかに委員長に連絡する体制をとることとした。
424	神戸拘	H25. 3. 7	視察委員会の活動について、現状以上に被収容者に周知してもらいたい。	H24. 3. 7	被収容者に視察委員会の活動を周知するための方策を検討し、実施することとした。
425	鳥取刑務所	H25. 2. 28	被収容者の違反行為の調査における調書の指印について、原則として全員に押す運用とされたい。	H25. 4. 22	現在、調書の指印は全員に押す運用としている。
426	鳥取刑務所	H25. 3. 8	居室内での洗いや掃除の際に、居室内でゴム手袋の使用の可否について検討されたい。	H25. 4. 22	冬場に炊場や洗濯場で水仕事をする受刑者にはゴム手袋を貸与している。居室内でのゴム手袋の使用の可否について、ゴム手袋は一定の長さ及び伸縮性があり、自殺等の用に供されるおそれもあるため、全ての居室内で常時所持させることまでは困難であるが、居室の種類（単独室か集団室か）、貸与時間、貸与場面等を限定して許可する方向で検討したい。

427	鳥取刑務所	H25. 3. 8	一般社会においては、ある医師の判断に納得できないときには、他の医師を受診することができる権利が認められているのに対し、被収容者にはかかる権利が認められていないため少しでも医療体制の充実を図るようにしていただきたい。	H25. 4. 22	引き続き医療体制の充実に努める。
428	松江刑	H25. 2. 20	疾病を抱える被収容者が多く収容されているところ、職員に対し、被収容者の健康管理に係る知識が必要と考えられることから、医療関係の職員研修の充実を促す。	H25. 2. 20	早期に外部講師を招き、被収容者の健康管理に関する職員研修を実施するとともに、職員の医療に関する知識の高揚を図りたい。
429	島根セ	H25. 3. 27	職員の言動は、平成21年度、平成23年度の委員会意見書においても言及しているが、受刑者の提案の中に一部職員が受刑者に対して侮辱的な言動をし、また、受刑者に対する態度が平等ではない旨苦情が見られたことから、今後も引き続き、携帯パンフレットを活用し、研修の実施等により、職員の人権意識の高揚を図り、職員のコミュニケーションスキルの向上に努めていただきたい。	未報告	本年度も研修の中で携帯パンフレットを活用指導して、人権意識の高揚を図り、職員のコミュニケーションスキルの向上に努める。
430	島根セ	H25. 3. 27	受刑者の提案の中に、ある行為について、「所内生活の心得」等にも明記されておらず、それが禁止されるか否か不明な場合、職員に質問しても明確な回答がなく、また、職員によって回答が異なるなどの苦情が見られたことから、許可の定めがない行為について、受刑者から質問があった場合、持ち帰って検討し周知する旨回答し、上司に報告するなど情報を施設に還元するよう職員を指導し、当該行為の許可について見解を統一させ受刑者に周知するよう努めていただきたい。	未報告	当センターの「所内生活の心得」等に明記されていない事項について、受刑者から質問があった場合、明確に判断できない案件は、上司に報告させ判断した上で、受刑者に回答することを徹底する。
431	島根セ	H25. 3. 27	受刑者の提案の中に、診察の申出に対し、様子を見ようと言って、問診票用紙を交付しなかったなどの苦情があったことから、受刑者の診察、投薬の可否を判断するのは医師であり、診察の申出があったときは、職員としては、問診票用紙の交付と受理、診療所への引継ぎを責任持って行わなければならないこと周知徹底していただきたい。	未報告	これまでも受刑者から診察の申出があった場合、同受刑者に問診票を交付しており、再度、職員には、問診票を交付し記載させた上、同問診票を処遇部門経由で診療所に引き継ぐことを徹底する。
432	島根セ	H25. 3. 27	受刑者からの提案の中に、訓練室において「立ち役」と言われる特定の受刑者が他の受刑者に対し威圧的にふるまっているなどの苦情が見られたが、受刑者に役割を与えること自体は、優越的な地位や権限を与えるものでない限り、否定されるものではないものの、役割が長期にわたり固定、集中した場合、受刑者間のトラブルや不満に発展するおそれがないと言えないことから、役割が特定の受刑者に長期にわたり固定、集中しないよう配慮し、当該受刑者が本来の役割を超えて、他の受刑者に対し不適切な言動が及ぶことかかないよう注意監督していただきたい。	未報告	役割を与えている受刑者に優越的な地位や権限を与えているものではない。同受刑者の言動は、今後も引き続き、注意監督し、また、役割についても、長期に固定、集中しないよう極力配慮する。
433	岡山刑	H24. 10. 23	庁舎女子トイレに鍵が設置され保安上の配慮がなされていたが、一般外来者に分かりやすい表示をすることが望ましい。	H24. 12. 25	面会受付窓口、女子トイレドアノブに「防犯上施錠しています。御利用される方はお気軽にお申し出ください。」と表示した。
434	岡山刑	H25. 2. 26	当委員会の活動状況を周知するため、委員会からのお知らせを所内誌に掲載された。	H25. 3. 26	平成25年5月号(第100号)所内誌「吉備路」に掲載予定。
435	岡山刑	H25. 3. 1	職業訓練の種類を増やすよう検討されたい。	H25. 3. 26	限られた予算で実施していること、職業訓練科目の新設には、機器類の新規整備、指導者の養成及び法務省矯正局の認可が必要であるため、一施設が単独で実現することは困難である。機会あるごとに意見具申を行う。
436	岡山刑	H25. 3. 1	教科指導の拡大、通信教育の科目の増設を検討されたい。	H25. 3. 26	教科指導は3段階5クラスで実施しているが、募集方法等について検討する。通信教育については、受講可能な科目が決まっていることから、予算措置上、直ちに増設することは困難であるが、機会あるごとに上級官庁に意見具申を行う。
437	岡山刑	H25. 3. 1	学習関係図書の実施に配慮されたい。	H25. 3. 26	平成24年度は高卒認定試験用図書を中心に整備した。来年度は教科学習関係の図書を中心に整備するよう計画したい。
438	岡山刑	H25. 3. 1	医療関係職員の充実を図られたい。	H25. 3. 26	欠員となっていた看護師について、平成24年10月1日付けで採用した。平成25年度八王子医療刑務所准看護師養成所に職員1名の入所が決定しており、充実させるよう努める。
439	岡山刑	H25. 3. 1	物品購入について、全国統一基準であり、一施設で対処できないとの説明も理解し得るので、苦情が増加したことについて上級官庁に伝達されたい。	H25. 3. 26	種類が少なくなったという具体的な物品が判明すれば検討の余地はある。機会あるごとに上級官庁に報告する。
440	岡山刑	H25. 3. 1	刑事施設被収容者の動向を十分に把握し、自殺防止策について所内でも点検、整備をされたい。	H25. 3. 26	設備面で、種々防止策を実施している。また、事故発生時対応用ペンライトの整備、AED訓練、自殺防止を目的とした職務研究会を実施した。
441	岡山刑	H25. 3. 1	職員の増員等について検討されたい。	H25. 3. 26	職員配置の見直しや業務処理の簡素化を図ったが、退職者の増加、病院移送の増加、長期化により年次休暇の取得が減少した。引き続き改善するように努める。
442	岡山刑	H25. 3. 1	職員の労働環境の改善(有給休暇の取得)について検討されたい。	H25. 3. 26	職員配置の見直しや業務処理の簡素化を図ったが、退職者の増加、病院移送の増加、長期化により年次休暇の取得が減少した。引き続き改善するように努める。
443	広島刑	H25. 3. 27	友人との面会についてはかなり厳しい制約が課せられているようであるが、信書の発受が認められていてその内容に特に問題のない者との面会を許すなど柔軟な運用を行うことを検討されたい。	H25. 4. 17	親族以外の者との面会については、それぞれの面会の申し出内容等を個別に判断した上で実施の可否を判断し、許すことが相当と判断した場合に実施しており、今後も引き続き、法令に基づき適正に判断する。
444	広島刑	H25. 3. 27	公的機関や弁護士宛等重大な法律上の利害に関わる用務に関する信書の発信については、当刑務所の裁量として月4通とは別扱いとして許可されること、それが不可能な場合は、当刑務所から上級官庁に制度的な改善を求められることを要請する。	H25. 4. 17	刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則第79条に即した運用を行っており、発信枠数消化後に発信を申し出た場合は、当該信書の緊急性等を考慮し、相当と認められる場合は通数外発信を許可している。
445	広島刑	H25. 3. 27	共同室と単独室のテレビ視聴について格差を設けているが、建て替え工事による単独室の増加に鑑み、格差の解消を検討されたい。	H25. 4. 17	今後も建て替え工事等の状況に応じ、適宜運用について検討、見直しを行う。

446	広島刑	H25. 3. 27	被収容者からの意見書に、職員の間接等について不適切な対応が認められるとの意見が寄せられており、当刑務所からは職員の対応については十分な指導を行っているとの回答がなされているが、引き続き職員が適正かつ公平な対応を行うよう指導に十全を期されたい。	H25. 4. 17	被収容者との対応、適正な言葉遣いについては、職員研修等で指導しているところであるが、今後も指導を継続していく。
447	広島刑	H25. 3. 27	歯科と耳鼻科の医療体制については、不十分であることは否めず、なおいっそう地域医療機関との連携・協力体制の強化を図り、診療回数や診察時間の拡大に努められたい。	H25. 4. 17	歯科については、2名の医師を招へいし、それぞれ週1回3時間の診療を確保し、更なる回数の追加について、検討中である。 耳鼻咽喉科については、2か月から3か月毎に1回の定期的な招へいによる診療を確保し、その体制を維持している。 今後も、地域医療機関との連携・協力体制の強化に努め、より適正な医療を提供するため努力を行う。
448	広島刑	H25. 3. 27	冬季の毛布の貸与枚数を3枚にするよう運用の改善を図られたい。	H25. 4. 17	平成25年度以降、予算の状況にもよるが、全ての被収容者に行き渡ることのできる枚数を確保できれば、3枚貸与する予定である。
449	広島刑	H25. 3. 27	日用品の購入については、システムが変更されたことよってかえって価格が上昇したという苦情がある。 納入業者に対して、品目や種類をできるだけ豊富にするよう努めるとともに、価格面をも改善するよう当刑務所から申し入れることを要望する。	H25. 4. 17	日用品の品目、種類及び価格面について、被収容者から要望や苦情等があれば、その都度内容を検討した後、民間業者に対し改善の申入れを行っている。 なお、現在、刑務所内で販売している日用品は、民間業者が全国の成人矯正施設で販売している統一商品であり、当所からの申入れにより、早急に商品変更や価格変更が行われることは難しい状況にあるが、改善可能と思われる商品については、今後も引き続き、申し入れを行う予定である。
450	広島刑	H25. 3. 27	菓子代金等の支払いについて、領置金からの支払いを原則とするとしても、被収容者の意向を聴取して、場合によっては領置金が存在していても作業報奨金からの支払いを認めるなどの運用の検討を要望する。	H25. 4. 17	領置金がある場合には原則として領置金を使用させ、領置金が不足するようであれば作業報奨金の使用を許す取扱いとしているが、必要があれば作業報奨金の使用を認めている。
451	広島刑	H25. 3. 27	当委員会の発行する「受刑者のみなさんへ」について、被収容者が漏れなく閲覧できるように、各居室にも一定期間掲示するような措置を図られたい。	H25. 4. 17	掲示期間については、次号発出までの間とし、閲覧方法については、工場においては新たに設置した掲示板に掲示し、居室においては閲覧後担当台に備え付けの上、被収容者から閲覧の願い出があれば、その都度閲覧できるようにし、確実に伝わるようにしている。
452	山口刑	H25. 2. 27	入浴回数を増やし、入浴時間を延長するよう予算の見直しを含め改善を求める。	H25. 3. 26	予算、職員配置等の問題から、現状での対応は困難である。
453	山口刑	H25. 2. 27	食事時間を被収容者の年齢、健康状態により延長することを求める。	H25. 3. 26	食事時間については、必要に応じて考慮している。今後も柔軟に対応したい。
454	山口刑	H25. 2. 27	消灯時刻を、読書などを行う者のために遅らせることの検討を求める。	H25. 3. 26	電灯使用時間の延長は、予算、職員配置、規律秩序維持及び被収容者の健康管理上の問題から困難である。
455	山口刑	H25. 2. 27	医療体制について、夜間休日の対応体制が十分かどうか、内部で検証することを求める。	H25. 3. 26	夜間、休日の医療体制は、限られた職員数及び設備の中で、必要な体制は採られていると考える。
456	山口刑	H25. 2. 27	医務職員の待遇の改善を図るとともに、より十分な研修を行うことを求める。	H25. 3. 26	有資格者の養成を行うとともに、他の有資格者を医務課に配置換するなどして負担軽減に努めている。また、研修への参加について、今後、施設内外で行われる各種研修に積極的に参加させたい。
457	山口刑	H25. 2. 27	外部医の診察を迅速に受けさせるように努めることを求める。	H25. 3. 26	当所での対応が困難な疾病については、遅滞なく外部病院に受診させているほか、急病の場合は、夜間、休日を問わず、外部医療機関に救急搬送している。
458	山口刑	H25. 2. 27	外部医療専門医への診察を迅速に受診させるためにも、招へい又は委託による専門医診察を施設において実施できるように検討することを求める。	H25. 3. 26	予算上の措置を伴う事項であるため、矯正全体として対応するものと考えている。
459	山口刑	H25. 2. 27	被収容者の人権保障に配慮しつつ、心身の状況の把握に努め、より十分な自殺防止対策をとることを求める。	H25. 3. 26	従前にも増して、研修及び訓練を通じて、被収容者の心情把握、動静観察及び居室検査を徹底し、施設設備の改善により未然防止に努めるとともに、事案発生時には、迅速な救命活動を行い、事故防止の徹底に努める。
460	山口刑	H25. 2. 27	食事などの要望や処遇について、被収容者で話し合いをさせ、意見をまとめさせるなど、被収容者の自治的活動を確保することを求める。	H25. 3. 26	管理上の制約により、被収容者の意見を直接、処遇に反映させることは困難であることから、今後、処遇の充実を図るため、適時、意見を聴取する機会を設けるよう努める。
461	山口刑	H25. 2. 27	職員を適正な人数、必要な部署に配置することについて検討することを求める。	H25. 3. 26	これまでも職員配置箇所の削減に努めているところ、今後とも、適正な職員配置を行うよう努める。
462	岩国刑	H24. 7. 24	集会時の菓子について、受刑者の意見を反映していただきたい。	H25. 1. 25	給食委員会において意見を徴するとともに、希望を反映することとした。
463	岩国刑	H25. 3. 14	更なる迅速・適切な診療を実施していただきたい。	H25. 3. 27	診察申込の方法を改善するなどしたが、今後も、更なる改善策を検討し、迅速・適切な診療の実施に努めていく。
464	岩国刑	H25. 3. 14	医療スタッフの増員などの医療体制の充実について、上級庁と折衝するなどしていただきたい。	H25. 3. 27	医療スタッフ増員等の医療体制の充実について意見のあったことは、上級官庁に伝達する。
465	岩国刑	H25. 3. 14	集会時の菓子について、定期的にアンケートを実施するなど、被収容者の希望を踏まえた選定をしていただきたい。	H25. 3. 27	給食委員会等で希望を聴取しているが、今後も引き続き菓子の選定に当たっては、できる限り、被収容者の希望を反映させることとする。

466	岩国刑	H25. 3. 14	女性の就業が多い職業や出所後に求人が多い職業についての訓練を積極的にしていただきたい。	H25. 3. 27	現在実施中の職業訓練の安定的な実施等に努めるとともに、新たな種目の導入について、引き続き検討したい。
467	岩国刑	H25. 3. 14	入浴後の作業によって、再び汗をかいたり、湯冷めをしたりすることがないように、適宜の対応をお願いする。	H25. 3. 27	冬季については、入浴後の待機場所に暖房器具の設置などの対応をしたが、夏季についても、扇風機設置などを検討することとする。
468	岩国刑	H25. 3. 14	受刑者の真の改善更生及び社会復帰のため、マンパワー不足の観点から刑務官増員を上級庁と交渉されたい。	H25. 3. 27	職員の増員について意見のあったことは、上級官庁に伝達する。
469	美祿セ	H25. 3. 31	一般的な人権教育だけでなく、刑事施設という特別権力関係における人権侵害という観点から、具体的な事故事例を例に挙げてより実態に即した人権教育の充実を望みます。	H25. 4. 24	不適切な発言例を具体的に示した指示を發出し、それを基に、職員研修を実施するなど、職員への研修・人権教育に取り組んだ。
470	美祿セ	H25. 3. 31	刑務職員ごとに指示・指導内容が異なることがあるので、指示・指導内容について、各職員で相違がないよう統一化を希望する。	H25. 4. 24	各訓練室ごとの号令・動作要領を統一する指示を發出したが、引き続き、適切な指示・指導について取り組みたい。
471	美祿セ	H25. 3. 31	センター生にとって具体的な努力目標となるので、処遇分類の基準はできるだけ明確であることが望ましい。	H25. 4. 24	優遇区分は、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」等に基づき指定しているところ、作業成績、生活評価、教育評価などを総合的に評価していることから、その基準を示すことは困難であるが、御意見を参考に、生活の手引きの記載内容やオリエンテーションの充実を努めたい。
472	美祿セ	H25. 3. 31	寒冷対策を怠れば、センター生の更生意欲にも大きく影響するので、居室の窓にフィルムを貼るなどの対策を図るべきである。	H25. 4. 24	これまで、手袋の着用や厚手靴下・下着及び毛布の増貸等への対策を講じてきたところ、いただいた御意見を参考に、更に実現可能な対策を検討し、実現に努めたい。
473	美祿セ	H25. 3. 31	給食について、他の官営刑事施設とは質・量ともに劣ることの意見があることから、センター生を給食委員会に参加させセンター生の希望を酌む等、より一層の努力を望む。	H25. 4. 24	給食については、年1回被収容者に対するアンケートを実施し、その結果に基づいて各種の改善策を講じてきたところ、平成24年度は、味付けパンの種類を増す、魚料理の回数を増す、アンケートで要望の多かったスパゲッティ、オムライス、炒飯等を新しく取り入れるなどの改善策を実施した。給食の質・量の向上については、他施設の動向も踏まえつつ、センター生を給食委員会に参加させることを含め、多角的に検討し、改善に努めたい。
474	美祿セ	H25. 3. 31	NHKの受信料及び電波障害の問題等から、居室におけるリアルタイムのテレビ放送が実施されていないところ、時事報道に接することは社会復帰に資するので、その実施を要望する。	H25. 4. 24	電波の受信障害の問題については、昨年度、指向性の高いアンテナを設置するなどの改善措置を講じたところであり、再び問題が発生した場合には、適時適切に対応したい。 居室におけるリアルタイムのテレビ放送の視聴については、制度、予算及び当センターの設備構造上の問題等、その実施に困難な点があるため、上級庁とも協議しつつ、引き続き、民間事業者等関係者とも、時事の報道に触れる機会の充実について検討したい。
475	美祿セ	H25. 3. 31	「絆プログラム」の対象者の範囲の拡大、発信回数の増加等より制度の充実を希望する。	H25. 4. 24	「絆プログラム」は、現在、小学生以下の子供を持つ者で、母親が絵本を読み聞かせ、特に、親子関係の修復等が出所後の安定した家庭生活に影響を与えると見込まれる者を実施の対象としているところ、その拡大、録音CDの発信を含め、当該プログラムの充実については、外部講師の意見を踏まえ検討したい。
476	広島拘	H25. 3. 18	来年度、広島拘置所視察委員会と広島拘置所で医療に携わっておられる広島刑務所の常勤医師からもご意見を伺いたいため、意見交換会のような場を設けたいので、ご協力願いたい。	H25. 3. 21	貴委員会意見を踏まえ、貴委員会と当所被収容者の医療に携わっている医師との意見交換会を実施したい。
477	広島拘	H25. 3. 18	自弁購入物品価格が、市場価格と比べ極めて高額となっている。また、品揃えも極めて限られており、被収容者が多種多様な物品の中から自由に選択できるような状態にない。現在の入札制度の改善を進める働きかけを行ってほしい。	H25. 3. 21	貴委員会意見を踏まえ、当所被収容者から「自弁購入物品の販売価格が高すぎる。」という意見が多く寄せられている事実及び貴委員会の意見について、上級官庁に報告する。
478	広島拘	H25. 3. 18	施設の老朽化が著しく、設備も被収容者の高齢化に対応したものになっていない。早急に施設内の諸設備のバリアフリー化に取り組まれるよう要望する。	H25. 3. 21	当所の施設全体改築については、その早期実現に向けて、基本構想案を平成24年度末に上級官庁に提出するに至り、当該基本構想案には執務環境及び収容環境の向上を図るとして、バリアフリー化等についても、検討し盛り込んでいる。 予算的事情等から、施設限りで対応できない事項については、上級官庁に意見を伝達したい。 また、施設として、平成24年度においても、既に入浴場に手すりを設置するなど、順次、対策に取り組んでおり、引き続き、施設として可能な限り、予算的事情を考慮しつつ、順次バリアフリー化に努めていく。
479	徳島刑	H24. 9. 22	軽微な反則行為等を報告するための生活指導票について、被収容者に指導内容を周知するなどして同じ行為で生活指導票が徴されないような方策を検討されたい。	H24. 9. 26	指導内容を例示した一覧表を作成し、各工場等担当職員が告知するとともに、食堂内に掲示あるいは閲覧し注意を喚起することとした。
480	徳島刑	H24. 9. 22	居室用食器の洗剤量が不足しているのであれば、十分な洗浄ができるよう補充を検討されたい。	H24. 9. 26	共同室の食器を1枚増加させたことに伴い、平成24年6月18日から洗剤の補充を3か月1回から2か月に1回に改めている。現状においては、洗剤が不足している状況は認められないことから、新たな補充は行わないこととした。
481	徳島刑	H25. 1. 7	枕が新しくなり高くなったことから、寝違い、頭痛の生じ等苦痛を感じているとの実情を調べ、改善の必要の有無等検討されたい。	H25. 1. 18	平成24年10月23日、処遇の改善として、全被収容者の枕を交換した。特に問題は生じていなかったが、新品としたことにより、枕が固いとの意見もあったことから、縫い代部分を緩くして柔軟性を向上させる対策を講じた。
482	徳島刑	H25. 1. 7	便箋について、縦書きか横書きのいずれかしか所持できないとの取扱いであるが、縦書き、横書きの便箋の同時所持について、検討されたい。	H25. 1. 18	縦書きと横書きの便箋を併せて所持できる運用に変更した。
483	高松刑	H24. 10. 10	配食や食事内容等への十分な配慮を願う。	H25. 1. 29	食事は、限られた予算の範囲内で受刑者の嗜好傾向を調査して管理栄養士が計画し、炊事工場で調理しているが、今後とも適正な調理に努め、公平な配膳に努めたい。
484	高松刑	H24. 10. 10	菓子や飲料の購入を選択式にすることについて善処を期待する。	H25. 1. 29	飲料の購入は選択式としているところ、菓子の購入を選択式にすることは事務処理能力に一定の限界があるが、可能な限り要望に沿うよう努力したい。

485	高松刑	H24.10.10	職員の不正や不法行為の根絶、不適切な勤務態度の解消のため、一層の体制づくり等を希望する。	H25.1.29	不適処遇の防止は、職員研修、不祥事防止委員会による注意喚起、職員面接による心情把握も行っているところ、今後も、人権に配慮した適切な言動を行うよう指導に努めたい。
486	高松刑	H24.10.10	視察委員会の存在・活動について、未決拘禁者に対する周知徹底を望む。	H25.1.29	所内生活の心得において詳細な説明を記載の上、周知を図っているところ、今後は入所時にも説明を実施したい。
487	高松刑	H24.10.10	被収容者からの意見に対し、素直な姿勢で耳を傾け、真摯に対応し、その対応結果を周知することが、不満を防止する最上の策であり、積極的かつ具体的な対応を心掛けられることを要望する。	H25.1.29	被収容者からの苦情等には真摯に対応し、対応の可否も可能な限り回答しているが、一層、被収容者に対する説明には配慮したい。
488	高松刑	H25.3.14	寒暑への対策は、受刑者の健康の維持・増進のため、十分な配慮を求める。	H25.3.29	夏季は扇風機使用、冷茶支給、入浴回数増加等、冬季は衣類等増貸与、湯茶支給、ストーブ使用、高齢者等の暖房設備のある居室への収容も講じており、予算や設備等に限界はあるが、今後の気温状況等によって検討したい。
489	高松刑	H25.3.14	配膳室、消毒液、布団乾燥、洗濯及び保護室の清掃等のほか、被収容者の安全・衛生面は、健康管理・精神衛生上、善処を期待する。	H25.3.29	被収容者の安全・衛生面については、引き続き、法令等に基づいて十分な配慮を行うことに努めたい。
490	高松刑	H25.3.14	健康管理には、十全な運営を要望し、医務部職員の対応に問題が把握された場合の適切な対応を求め、准看護師等の判断で診察等の要否を決することなく、一層の配慮を要望する。	H25.3.29	被収容者が負傷し、又は疾病に罹っている旨の申出をした場合には、医師がその申出の状況を直ちに把握できる場合を除き、准看護師等が病状等を確認した上で医師に報告し、医師が診察の要否を判断するなど、一貫性のある公平な態度で診療を実施しているが、今後も適正な医療の実施に当たりたい。
491	高松刑	H25.3.14	ニュース視聴、行事等の増加、運動用具・将棋セットの使用について、一層の配慮を要望する。	H25.3.29	テレビ視聴のほか、被収容者の余暇活動については、可能な限り援助することとした。
492	高松刑	H25.3.14	被収容者の外部交通、殊に刑事事件手続における防御活動や訴訟活動等については十分な配慮を必要とし、善処を期待する。	H25.3.29	被収容者の外部交通について、その重要性は十分認識しており、引き続き法令に基づいた適切な運用に努めたい。
493	高松刑	H25.3.14	刑務作業は、安全・平等性の確保が必要で十分な配慮と対策を要望し、また、資格取得の幅を広げることについて善処を期待する。	H25.3.29	引き続き、炊事工場就業者の人員確保や作業方法の改善に努め、受刑者の資格取得は、予算等に限りはあるが、今後とも前向きに検討を進めたい。
494	高松刑	H25.3.14	被収容者の個人情報の取扱いについては、十分な配慮を必要とすることは言うまでもなく、改善を求める。	H25.3.29	今後とも、個人情報漏えい事案が発生しないよう、必要な改善策を講じるとともに、職員研修等を通じて再発防止に努めたい。
495	高知刑	H25.2.26	職員不祥事について職員への指導及び規律の徹底を願いたい。	H25.2.26	職員不祥事防止については、研修等を通じて指導を行い、規律の徹底に努めているが、今後も継続していく。
496	北九州医療刑	H24.9.6	トランプが使用できるようにしてほしい。	H24.9.25	運動時間中使用できるよう講堂（雨天時運動場）に、遊戯用のトランプを設置した。
497	北九州医療刑	H24.9.6	受刑者の意見等提出を萎縮させ、又は提案箱を触る言動を、職員が慎むよう指導を行うこと。	H24.9.25	左記のような職員の言動は認められないが、誤解を招きやすい行動をしないよう改めて指導した。
498	北九州医療刑	H24.9.6	視察委員への意見・提案用紙は、所定の用紙に拘らないこと。	H24.9.25	所定の用紙に限らないとした。ただし、ノート等を破って、用紙としたものは認めないとした。
499	北九州医療刑	H24.9.6	A指標受刑者に対し、M指標受刑者への理解が深まるような指導教育をしてほしい。	H24.9.25	A指標（介助係）受刑者に対し、対象者が精神疾患であることを再認識するよう指導した。
500	北九州医療刑	H25.3.31	運動場に、体力の維持強化に役立つ設備を整備してほしい。	H25.4.25	意見を踏まえ、筋力トレーニング用の器具を増やす予定で、設置場所を検討している。
501	北九州医療刑	H25.3.31	刑務作業における換気フィルターの整理・梱包作業は、作業者が指先と目を傷めるので、人体への影響を調査し、保護具の使用あるいは当該作業の中止を検討されたい。	H25.4.25	フィルターの成分は、ポリエチレンテレフタレート、ビニロン、アクリル酸エステル共重合体、無機リン難燃剤であって危険有害性の成分は含まれていないことから、作業自体は変更の必要はないものと思われるが、必要性があれば個別に保護具の使用等により対応したい。
502	北九州医療刑	H25.3.31	男子受刑者がリップクリームを購入できるようにしていただきたい。	H25.4.25	現在、女子にはリップクリームの購入を認めているところ、男子の購入についても、可否を検討する。
503	北九州医療刑	H25.3.31	折り紙クラブを新設してほしい。	H25.4.25	折り紙クラブの新設に向け、指導者、指導内容等の準備を行っている。
504	北九州医療刑	H25.3.31	しもやけ防止軟膏は洗面洗濯後に塗るようにしてほしい。	H25.4.25	しもやけ防止軟膏の投与時間帯について、検討する。
505	北九州医療刑	H25.3.31	ワークブックの充実、強化をされたい。	H25.4.25	ワークブック（「更生への歩み」）を矯正指導日、余暇時間に取り組む冊子として配付しているところ、その充実強化について前向きに検討したい。
506	北九州医療刑	H25.3.31	中学卒業レベルの学業を教えてほしい。	H25.4.25	現在、国語の指導を実施しているところ、更に教科を導入することはその他の各種指導等のカリキュラム、講師及び職員配置上の理由から困難である。
507	福岡刑	H25.3.29	平成25年1月、庁舎等の移転に伴い執務環境は改善されたものの、事務什器類の刷新、新規器具の設置が望まれる。	未報告	予算が許す範囲において、順次改善を検討する。
508	福岡刑	H25.3.29	医務棟新設に伴いCT室も新設されたものの、同機器が高額なため実働には至っておらず、CT室の稼働に向けての努力をしてほしい。	未報告	CT室の稼働については、現在CTスキャンのリース契約の入札を検討していることから、本年8月までには設置予定である。
509	福岡刑	H25.3.29	胃・腹部の痛みの主訴に対する初期対応として、心電図や血液検査など診断に必要な検査を行うこと。苦痛を訴える場合にはその除去のために必要な医療措置を速やかにとること。	未報告	疾病別の症状や初期症状に対する有効な処置などの研修により看護師の技術向上に努めるとともに、ペイン消去（痛みの除去）のため、外部医療機関への通院を含め、適切な対応を検討していきたい。
510	福岡刑	H25.3.29	治療の緊急性に応じて処遇現場の職員の判断により医務部へ直接連絡できる体制をとること。	未報告	緊急時の対応等処遇部門への連絡が必要な場合もあることから、現場職員に対する医療研修を充実し、適切な対応が可能となる体制に改めていきたい。



511	福岡刑	H25. 3. 29	看護師には、基本的な医療に関する多様な知識や技能が必要であり、その資質向上のため研修の機会を保障すること。	未報告	毎年、看護師2名を看護師セミナー研修に、医師又は看護師を人工透析法に従事する職員を対象とした研修に参加させている。引き続き研修の充実を検討したい。
512	福岡刑	H25. 3. 29	適切な医療管理体制を構築するため、地域の医療機関と連携し、刑務所医師の職務専念義務を緩和の上、地域医療にも関与できる方策を検討すること。	未報告	本年3月1日、地域医療機関との連絡協議会を開催し連携を深めている。また、施設医師が地域医療にも関与できる方策を検討すべきとの意見があったことについては、上級官庁に申し入れる。
513	福岡刑	H25. 3. 29	救急病院などと協議し、緊急時等の患者の受入れや医療スタッフの派遣などに関して合意や契約を結ぶための具体的な活動を行うこと。	未報告	本年3月1日に地域医療機関との連絡協議会を開催し、緊急時等の外部診察及び非常勤医師の派遣等について理解と協力を求めた。
514	福岡刑	H25. 3. 29	歯科診察待機期間を解消するため、新たな非常勤歯科医師の採用を実現してほしい。	未報告	即座に医師を採用することは必ずしも容易ではないことから、当面は診察の効率化を図り、待機期間の解消に努めたい。非常勤医師の配置について意見が出されたことを上級官庁に伝達したい。
515	福岡刑	H25. 3. 29	入れ歯は、健康維持にとって必須のものであるため、保険適用水準のものは国費で対応できるようにすべきである。	未報告	法務省の関係法令等により自弁のものを使用させることとなっているが、意見があったことは、上級官庁へ申し入れる。
516	福岡刑	H25. 3. 29	特別改善指導（薬物依存離脱、暴力団離脱、性犯罪再犯防止等）は、各指導の新たな計画や充実が望まれるが、そのための教育専門官等の増員や非常勤職員増員のため予算措置が必要である。	未報告	御指摘の点を踏まえ、より一層充実するように努めていくとともに、専門官の増員等については上級官庁に申し入れる。
517	福岡刑	H25. 3. 29	精神疾患等を有する昼夜居処遇者については、処遇が困難であるため、専門職員の増員が必要である。	未報告	専門職員の増員等について、上級官庁に申し入れる。
518	福岡刑	H25. 3. 29	被収容者の衣体検査の方法を変更することを求めたい。	未報告	前回変更した際の反省点等を踏まえながら、実施可能なところから一部試行し、その状況等を見ながら、今後の対応を検討したい。
519	麓刑	H25. 3. 28	平成23年度発生した結核感染事案について、未だに不安を訴えた被収容者もいたことから、結核に関する一般的な説明及び個々の被収容者の健康状態に応じた説明を行い、不安を生じないようにしていただくとともに、結核の関連に限らず、被収容者が求めた場合には、できる限り詳細な理解しやすい説明をお願いしたい。	H25. 4. 26	平成25年3月、医務課職員が受刑者個々に対し、結核感染の基本的な事項、管理検診の必要性等について説明した。今後も分かりやすい説明を心掛けた。
520	麓刑	H25. 3. 28	平成24年に発生した被収容者死亡事案については、被収容者の動静への配慮等一層の再発防止に努められたい。	H25. 4. 26	被収容者の健康状態及び動静把握を確実にし、同種事案の再発防止に努めて参りたい。
521	佐世刑	H25. 3. 8	施設の老朽化により、処遇が大きく異なることは、望ましくないため、施設・設備の改修等について、検討願いたい。	H25. 3. 27	必要な修理・改修を行い、被収容者の生活に支障を及ぼさないよう努め、また上級官庁に施設・設備の改修に係る予算要求等必要な措置を行っていく。
522	佐世刑	H25. 3. 8	居室定員を超えることは望ましくないため、収容人員の適正化について検討願いたい。	H25. 3. 27	最大限に工夫しているが、今後も居室定員を超えないよう居室の割振りに努める。
523	佐世刑	H25. 3. 8	医師の確保については、嘱託化や病院との兼務を認めるなど柔軟な対応等が取れないか検討を願いたい。	H25. 3. 27	国家公務員としての制約があり対応が困難な面があるが、常勤医師の採用について、引き続き上級官庁と協議しながら努力する。
524	佐世刑	H25. 3. 8	職員の有給休暇取得日数が国家公務員の平均と大きな差異が見られるため、予算等の制約はあると思われるが、職員の増員について配慮願いたい。	H25. 3. 27	今後も業務の合理化・省力化に取り組み、職員定員の増員について上級官庁を通じて要望する。
525	佐世刑	H25. 3. 8	職員の健康管理、特にメンタルヘルス及びモチベーションの維持について、十分に配慮願いたい。	H25. 3. 27	職員レクリエーション及びメンタルヘルス研修の実施並びに身上及び苦情相談窓口の開設など、今後とも職員のモチベーション維持に配慮していく。
526	長崎刑	H25. 3. 11	医療に対する不満が多いことからすると、何らかの改善が必要ではないかと思われる。	H25. 4. 4	欠員であった常勤医師が配置され、対応の迅速化が図られているところである。今後も被収容者の医療に関する不満解消について、できる限り配慮したい。
527	長崎刑	H25. 3. 11	アトピー性皮膚炎を持つ被収容者から皮膚科の専門医にもっと早く来てほしいという要望が出されている。速やかに診察が受けられるようにする必要があるのではないか。	H25. 4. 4	皮膚科招へい医師と連携を密にして、速やかな受診ができる体制づくりに努めたい。
528	長崎刑	H25. 3. 11	義歯を作るようにしてほしいという要望も出されている。矯正局依命通達に従い、材料代を被収容者に自弁させ義歯を歯科医師に作らせるようにしていただきたい。	H25. 4. 4	委員会からの意見を踏まえ前向きに検討したい。
529	長崎刑	H25. 3. 11	休みの日の夕食の食器回収時間を遅くしてほしいという要望が出されている。量が多い夕食については食事時間を延長していただきたい。	H25. 4. 4	食事時間については、周囲の被収容者の食事の終了状況を確認しており、食事の遅い者はそのまま食事を続けさせることとしている。
530	長崎刑	H25. 3. 11	食事の量にばらつきがあるという不満がある。食事の量の不平等や被収容者間の食事の量の著しい偏りが生じないようにすることを要望する。	H25. 4. 4	配食に当たる職員は、量だけでなく内容物のバランスも含めて均等になるように検査を行っているが、今後もより均等になるよう指導したい。
531	長崎刑	H25. 3. 11	職員の対応についての不満は、被収容者の側に原因があるものや、被収容者の誤解によるものもあると思われるが、職員にも被収容者に対する対応が適切であったかどうか振り返っていただきたい。	H25. 4. 4	被収容者の人権及び被収容者に対する言葉遣いについて、職員研修等において、その周知を図っているところであるが、今後も職員に指導を徹底したい。
532	熊本刑	H25. 3. 25	刑務官に対し人権教育の徹底のためさらなる措置を講じられた。	未報告	幹部職員による指導や人権尊重に関する研修を実施し、注意喚起を図っているところであるが、今後も、一層効果的な研修等を実施し、職員の意識啓発を図っていききたい。
533	熊本刑	H25. 3. 25	被収容者の衣体検査の方法を改められたい。	未報告	被収容者の名誉感情や羞恥心にできる限り配慮しながら、合理的に必要なとされる限度内において実施しているところ、今後も本意見を真摯に受け止め、身体検査方法の改善を検討していききたい。

534	熊本刑	H25. 3. 25	医療を一層改善されたい。	未報告	医師が直接診察できないような状況下であっても、緊急時には、准看護師が患者の症状を医師に報告し、准看護師をして患者の医療情報を外部医療機関の看護師等に伝えるなどして救急搬送しており、今後もより一層の連携を図りたい。
535	熊本刑	H25. 3. 25	懲罰審査会の審査手続きを一層改善されたい。	未報告	補佐人に被審査者を補佐させるなど関係法令に基づき適切に実施している。今後も法令を遵守し適正な運用に努める。
536	大分刑	H25. 3. 22	医師の確保について、大学医局、外部施設との連携、近隣の矯正施設及び上級官庁と共同して医師の確保を行うといった従前には行っていない方策を検討されたい。	未報告	医師の確保については、これまでも上級官庁等と連携しながら、様々な努力をしており、引き続きあらゆる方策を検討していきたい。
537	大分刑	H25. 3. 22	准看護師の観察の際、被收容者が不信感を抱くことがないよう、医学的見地から医師の診察を受ける必要がないことを被收容者に対して分かりやすく説明することに努められたい。	未報告	これまでも医学的見地を踏まえて説明しているところであるが、被收容者が十分に理解できるよう、今後も分かりやすく説明することに努めたい。
538	大分刑	H25. 3. 22	提案を希望する被收容者が、自由に投書できる状況を更に確保されたい。	未報告	提案箱の設置場所について、更なる検討をしたい。
539	大分刑	H25. 3. 22	提案をしようとする被收容者に対して、萎縮効果をもたらすような言動を行わないよう、職員に対して細心の注意を払うよう注意指導を徹底されたい。	未報告	誤解を招くような言動を行うことがないよう、研修等を通じて更に職員の指導を徹底したい。
540	大分刑	H25. 3. 22	平成24年度において、職員が受刑者に対して行った不適切な対応があったが、職員の被收容者に対する態度、発言については改善されてきているので、今後も良い傾向を更に進めたい。	未報告	今後も、被收容者の人権について、研修等を通じて職員に対する指導を行い、更なる向上を図りたい。
541	大分刑	H25. 3. 22	年次休暇の取得数の少なさは突出しており、ライフワークバランスの観点からして極めて遺憾であるので、職員の増大を早急に図る必要がある。	未報告	今後とも、上級官庁に対し、増員を要望していきたい。
542	宮崎刑	H25. 3. 27	本所は施設の老朽化、地盤沈下が見られ、早期改築の要望を出すよう求める。	未報告	当所限りで対応できない事項であるが、機会あるたびに上級官庁へ要望しており、今後も引き続き行う。
543	宮崎刑	H25. 3. 27	医師の増員、協力医の確保、人員体制の充実など適切な医療・保健体制の確立に努めていただくよう要望する。	未報告	矯正全体での医師不足や予算事情から、医師の増員等が容易な状況ではないが、引き続き保健医療の充実に努める。
544	宮崎刑	H25. 3. 27	被收容者への指導については、適正・中立・公平な対応をするよう、職員に対する指導を徹底いただきたい。	未報告	適正かつ効果的な被收容者処遇のため、計画的又は臨時的な職員研修を実施しているところであるが、更なる職員研修の充実に努める。
545	鹿児島刑	H24. 9. 25	起床時間前、扉の開閉を静かに行うよう措置を講じること。	H24. 11. 19	扉の開閉は静かに行うよう表示するとともに、勤務職員に対して注意喚起した。
546	沖縄刑	H25. 1. 21	昼夜間居室処遇を行う場合はできる限り、理由の具体的な告知に努めていただきたい。	H25. 3. 4	昼夜間居室処遇者については、適時・適切に告知・指導を行っているところ、今後も継続して改善更生の意欲を喚起するため、面接等を実施していく。
547	佐賀少刑	H25. 3. 25	平成24年度は提案数が減少した。提案箱の設置個所、アクセス方法及び提案箱存在の周知が徹底できているか検討の必要がある。	H25. 4. 25	提案数の減少は収容人員の減少も影響している。提案箱の設置個所については居室棟の他、運動場及び講堂にも設置している。周知については、収容時教育等の機会を捉えて実施している。引き続き周知の徹底を図る。
548	佐賀少刑	H25. 3. 25	精神科医等、受刑者が特定の分野の専門医師診察を求めることがあれば施設の医師と協議の上、対応について検討してもらいたい。	H25. 4. 25	精神科医師による診察の必要がある場合は、嘱託の精神科医師に診察を依頼して対応している。その他、専門分野医師による診察が認められる場合は、外部医療機関に護送等した上で対応している。
549	佐賀少刑	H25. 3. 25	食品に虫が混入していた事案や、居室内に虫が発生したという意見があった。適切な対応を期待する。	H25. 4. 25	食品を納入している業者に対して、注意指導を行うとともに、関係職員及び調理係受刑者にも食品衛生について指導を行い注意を喚起した。居室の消毒について定期的実施している。
550	佐賀少刑	H25. 3. 25	職員の発言及び態度についての苦情が多いため、倫理研修を実施するなどの対処が必要と思われる。	H25. 4. 25	職員研修の中で人権に関する研修を取り入れている他、機会を捉えて、被收容者に対する適切な言動について指導している。
551	福岡拘	H25. 3. 29	被收容者への物品販売取扱業者が変更されたことにより、価格が高くなったこと、まとめ買いを強いられる現状であることからその改善を求める。さらに、被收容者にとって少なからず不便である事実、また、領収書等の発行について法務省に伝達されたい。	H25. 4. 22	価格及び数量などの物販形態の改善及び領収書又は購入明細のコピー等の交付については、福岡拘置所視察委員会の意見として上級官庁へ伝達したい。
552	福岡拘	H25. 3. 29	被收容者が視察委員会に提出する書面について、「所内生活の心得」において「所定の用紙を使用します。」と記載されていることから、提出する書面が制限され、また、所定の用紙を求めることとなり、匿名性の保証が十分でないと思料されるため、提出の際に使用する書面については制限がない旨の記載に改めること。	H25. 4. 22	委員会への書面の提出に当たって、所定の用紙の交付を求めることが前提であるといった誤解を生じさせないため、「被收容者の生活の心得」の記載を「用紙の制限はない」という趣旨を記載することとしたい。
553	福岡拘	H25. 3. 29	多大な緊張を強いられる職場における職員不足は疲労と処遇レベルの低下を招きかねず、事故の危険も増加することが懸念される。職責の重大性に鑑み、職員増員について上級官庁に伝達されたい。	H25. 4. 22	福岡拘置所視察委員会の意見として上級官庁に伝達したい。